

平成30年 6 月11日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
7番	石橋	義博	20番	中島	富定
8番	伊井	渡	21番	森	茂生
9番	牛島	孝之	22番	栗山	徹雄
10番	萩尾	洋	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	26番	川口	誠二
13番	中島	信二			

2. 欠席議員

25番 樋口 安癸次

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	古賀	安博
事務局 参事兼次長	秋山	勲
主 任	服部	敬
書 記	信國	美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	中園	昌秀
副	市長	鎌田	久義
教	育長	橋本	吉史
総	務部長	石井	稔郎
企	画部長	井手	勇一
市	民部長	松尾	一秋
健	康福祉部長	坂井	明子
建	設経済部長	松延	久良
教	育部長	永溝	弘幸
総	務課長	野田	勝広
人	事課長	牛島	新五
財	政課長	田中	和己
防	災安全課長	石川	幸一
企	画政策課長	馬場	浩義
地	域振興課長	平	武文
観	光振興課長	井上	啓時
福	祉課長	白坂	正彦
子	育て支援課長	平島	英敏
健	康推進課長	橋爪	美栄子
都	市計画課長	原	寿之
農	業振興課長	原	信也
林	業振興課長	若杉	信嘉
商	工・企業誘致課長	仁賀木	大助
学	校教育課長	原	亮一
文	化振興課長	持丸	末喜
立	花支所長	中島	強
矢	部支所長	木田	博徳

議事日程第4号

平成30年6月11日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 三角真弓議員
- 2 樋口良夫議員
- 3 小川栄一議員
- 4 石橋義博議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。樋口安癸次議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。18番三角真弓議員の質問を許します。

三角議員に申し上げます。

一般質問の2点目の中小企業への支援について、(1)生産性向上特措法につきましては、御質問の内容が議案第65号の事前審議、事前審査にならないように御注意をお願いいたします。

○18番（三角真弓君）

皆様おはようございます。公明党の三角真弓でございます。6月議会の一般質問も最終日となりました。最後まで御清聴、よろしく願いいたします。

では、さきの通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

初めに、子育ての包括的支援についてであります。

日本は今や人口減少の局面に入っており、中でも15歳から64歳の生産年齢人口、労働力が、今後約40年で約半分にまで激減すると言われております。生産年齢人口の激減に対して無策であれば、GDPの総額が将来、激減するということで、ほかの先進国が経験したことの無い空前の事態が日本で起こっている事実を直視しなければならないと言われております。

また、日本の国家財政での課題の一つは、高齢者の増加に伴う医療費の増加です。生産年齢人口が激減することにより、社会保障制度を維持する財源も減少してまいります。今後、国は人生100年プランが策定をされてまいります。長寿大国日本としては、生産年齢人口をふやすためには高齢者の働き手をふやすこと、さらに多くの女性に働き手に加わってもらうこと、そして何よりも若者への就労の支援が大事であります。

また、日本の生産性は先進国で最低水準とも言われています。今後、人口減少に伴う中で、1人当たりの生産性の底上げでGDP総額の維持につながれば、介護や子育てに必要な予算や社会インフラの維持費も捻出できることが議論されています。

以上のことは国全体のことでありますが、本市といたしましても取り組まなくてはならない喫緊の課題ではないでしょうか。

日本社会では、子どもの人口は37年連続で減少しております。子どもの人口減少とともに、子どもたちを取り巻く環境は複雑多岐となっております。例えば、この25年間で母子家庭は1.5倍にふえております。私たちの住む社会が将来に向けて持続可能かという、今、国連が掲げる持続可能な開発目標、SDGsの取り組みを強化することが不可欠だと言われております。SDGsでは、貧困や飢餓や教育を初め17分野にわたる目標が掲げられております。このようなことから、本市における子育ての包括的支援により、誰も置き去りにしない社会の構築を目指す取り組みが、ひいては本市での生産年齢人口の拡充につながると考えられます。このような観点から、子育ての包括的支援について、具体的に質問を行ってまいります。

次に、中小企業の支援についてお尋ねいたします。

日本における全企業数の9割を占め、雇用の7割を創出する中小・小規模事業者への支援策が重要だと考えられます。本年5月、生産性向上特措法が成立をいたしました。この法律は中小企業が新たに導入する設備にかかる固定資産税を自治体の判断で3年間、最大ゼロにできる特例措置が盛り込まれています。6月1日の開会日に追加議案として上程をされました。この法律の周知等に対する本市の考えをお尋ねいたします。

また、今後、中小企業への支援に対しましては、地元商工会議所、商工会との連携が重要だと考えております。

以上、大きく2点にわたってお尋ねをいたします。

あとは質問席にて質問させていただきます。明確なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。18番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

子育ての包括的支援についてでございます。子育て世代包括支援センター設置の取り組みは。

子育て世代包括支援センターの設置は、平成31年4月からやめっこ未来館をサービス事業の実施場所として18歳までの子どもを対象として計画を進めているところでございます。

具体的には、関係機関との連携や母子保健と子育て支援施策などの切れ目のない支援の提供が必要なことから、業務の充実、例規等の整備、システム構築について準備を進めているところでございます。

次に、子育ての相談体制の現状と課題はという、ゼロ歳から18歳までなんですが、お尋ねでございます。

子育ての相談につきましては、家庭児童相談室での対応を初め、子育て支援センターや保健師などがさまざまな相談対応を行っているところです。相談内容は多岐にわたり、児童虐待の発生予防、早期発見と迅速な対応、さらには、相談者に寄り添いながら、よりよい方向へ解決していく必要がございます。このため、地域の主任児童委員さん、保育所、学校、児童相談所、警察などの関係機関と連携をし、要保護児童対策地域協議会で情報の共有を図っており、必要に応じてケース会議を開催して支援体制を構築しているところでございます。

次のいじめ・不登校の現状と課題はにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に(4)のひきこもりへの取り組みは及び(5)の子どもの貧困格差是正のための学習支援の取り組みは並びに2の中小企業への支援についてにつきまして答弁いたします。

ひきこもりへの取り組みは、本市では八女市社会福祉協議会とともに、第2次八女市地域福祉計画、地域福祉活動計画を策定し、さまざまな相談支援機関や地域コミュニティと連携しながら、地域福祉の推進に努めているところです。この計画に基づき、公的なサービスだけでは手が届かない。また、ひきこもりなど制度の狭間にある課題に対応するために、平成30年度から八女市社会福祉協議会において、福祉生活支援室が設置をされ、多機関の協働による相談支援の構築を図る取り組みが行われています。

本市としましては、この支援室と連携を行うことにより、ひきこもりの早期発見、早期解消に努めるとともに、日常生活や社会生活における自立支援の取り組みを行っているところでございます。

次に、(5)の子どもの貧困格差是正のための学習支援の取り組みはというお尋ねでございます。

経済的貧困状態にある子どもたちの学習の機会や余暇活動の喪失から波及する教育格差及び貧困の連鎖を防ぐ観点に立ち、平成30年度から生活困窮者の子どもに対する学習支援事業

に取り組んでおります。現在、市民団体との業務委託契約により、市内1カ所で小中学生の子どもたちの学習支援や居場所づくりの提供を行っているところです。

なお、教育委員会においても、寺子屋事業を実施しております。今後も教育委員会を初め、各部署と連携しながら、家庭学習を含め、基本的な生活習慣を身につけるなどの取り組みを継続することで、子どもが自立する力を育てるよう努めてまいります。

次に、中小企業への支援についてでございます。生産性向上特別措置法の導入をどう考えるのかという御質問でございます。

生産性向上特別措置法は、中小企業者の生産性向上に向けた設備投資を後押しするため、今国会に提出され、5月23日付で公布されております。これを受け、税条例の一部を改正する条例の制定についての議案を、今定例会に上程させていただいているところでございます。

生産性向上特別措置法の内容につきましては、国の指針に基づき、生産性の高い設備を導入した中小企業者に対し、その償却資産にかかわる固定資産税を最長3カ年間にわたり減免することで、事業者が積極的に先端設備等の導入が行えるように支援する制度となっております。

また、税率をゼロとすることで事業者が国のものづくり補助金を申請する場合、補助率の上乗せ措置が優先して採択が受けられるように、市内の事業者に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、市と商工会議所・商工会との連携の現状と課題はというお尋ねでございます。

八女商工会議所及び八女市商工会との連携につきましては、市内事業者の育成や支援を目的として、合併後から2カ月に1回程度、三者による八女市商工振興会議を開催しております。このほか、創業者支援の観点から、市内での新規創業の推進に向けた取り組みもあわせて進めております。

なお、共通課題といたしましては、経営者の高齢化による廃業を初め、今後の労働力不足などが懸念されております。市といたしましては、引き続き商工会議所、商工会との連携を密にして、市内の中小企業者に対する支援を行っていきたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

18番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

子育ての包括的な支援について、いじめ・不登校の現状と課題はとのお尋ねでございます。

八女市立学校の平成29年度におけるいじめの認知率は小学校67件、全児童に対しまして2.18%、中学校においては43件で、全生徒に対して3.30%であり、前年度と比較しますと、増加いたしております。

教育委員会といたしましては、八女市いじめ防止基本方針のもとに、いじめ問題対策及び

早期発見と早期対応など、さまざまな取り組みをしっかりと行い、全ての児童生徒が安心して学校生活を過ごし、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育ていけるように、学校への指導、支援の強化に取り組んでおります。

次に、八女市立学校の平成29年度における不登校の出現率は、小学校18人で全児童の0.58%となり、前年度に比べますと、0.1ポイント増加をしております。また、中学校においては50人で全生徒の3.83%となり、前年度に比べると、0.05ポイント減少しております。不登校やひきこもりの児童生徒に対しては、教育相談室や適応指導教室、あわせて学校・家庭間における相談支援として家庭児童相談室と連携し、個々の事例に応じたケース会議を行うなど、学校、家庭、地域、行政などの支援ネットワークを築くことで不登校の解消に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○18番（三角真弓君）

子育ての包括的支援についてということで、通告でも申し上げましたけれども、将来にわたって八女市が持続可能な市としていくためには、人材、人をどう育ていくのかということが今後大きな課題になっていくのではないかと考えております。国においても、本当に教育にかかわる予算というのが非常に他の先進国から比べて日本は低いと言われております。今回の消費税が10%に上がる前に幼児教育への対応、そしてまた、私立高校への授業料への対応等が図れるようになっておりますけれども、八女市におかれましても、今、市長、または教育長の答弁にありましたように、たくさんの課題が山積をしているように思っております。この子育てをきちんと包括的にゼロ歳から18歳までをきちんと切れ目なく支援することによって、八女市の生産性の向上にそれが影響してくるということを個人的には実感を感じておるところでございます。

最初に、子育ての包括的支援センターについては、先ほど市長答弁にもございました平成31年やめっこ未来館に18歳までを対象としてその関係機関で立ち上げていくということでございますけれども、今のこの包括支援センターに対しての進捗状況というのはどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

いわば母子保健と子育て支援施策を一体的に、また関係機関と切れ目なく構築をしていくということで、この子育て世代包括支援センターの設置を計画しているところでございます。中心的な施策といたしましては、就学前の施策が中心でございますけれども、子どもの包括ということで18歳までの切れ目のない支援をやっていくということで、拠点をやめっこ未来館に置きまして、これまでも子育て支援、母子保健、双方に各地域でいろんな事業展開をし

ておりますけれども、サービスの充実に向けての検討とかを今現在、検討しておるところでございまして、年度末あたりに向けては、その事業の市民への報告、さらには4月1日からの実施で進めていくということで、今、関係機関と事務打ち合わせをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

先ほど、今の八女市の実態というのは、いじめ・不登校にいたしましても増加をしております。若干、不登校は中学校では数ポイントは減っているということですが、それと相談体制ですね、今回のこの5項目にわたる質問は、総括的に前後して質問したいと思っておりますけれども、今、平成31年度から開設だとおっしゃいますけれども、今の八女市の子どもたちの現状を見たときに、かなり遅いのではないかと感じております。確かに平成31年度に向かってつくっていくということでありまして、子ども・子育て支援事業計画というのが平成27年度から平成31年度まで計画をなされております。この計画を見ますと、第1から大項目、基本の施策がございまして、かなりこの中でも八女市として取り組んでいただいていることに対しては非常に敬意を表したいと思っておりますけれども、この包括的な支援に対することに関しましては、若干、現実と比較をいたしますと、私としてはおくれしているような気がいたしております。

このゼロ歳から18歳までワンストップでの支援をやっていくためには、このやめっこ未来館1カ所でいいのか、そしてまた、健康推進課だったり、子育て支援課だったり、福祉課だったり、いろいろな課にまたがった内容のものがつくられていくと思うんですけれども、このワンストップという、今からやめっこ未来館に対して相談窓口がそこだけで全て終わるような計画を立てていかれるのか、その内容をもう少し具体的にお願いしたいと思います。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

まずはどのようなサービスからスタートしていくのかということでございます。

やめっこ未来館のほうのスペース等の問題等もございまして、まずはいわば健康推進課のほうの母子保健事業、子育て支援課のほうの子育て支援事業、それを一体的にやめっこ未来館のほうで中心的に、拠点をやめっこ未来館としてやっていこうということで、今現在、進めているところでございます。

子育てのワンストップということで申し上げますと、総合的な家庭の支援というところも含めて課題はあろうかということで思っておりますけれども、現時点では、まずは母子保健と子育て支援の2本柱からスタートさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

そういうことであれば、子育ての相談体制の現状と課題という中で、家庭児童相談室を中心として行われている、今、本庁と黒木に家庭児童相談室がございますけれども、この家庭児童相談室の相談の内容、また、件数がわかればお願いしたいと思います。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

家庭児童相談室、平成29年、昨年度から相談員を1名ふやしまして、3名体制ということで体制を充実させていただいたところがございます。さらには、3名のうちの1名を黒木のほうということで支援をしているところがございます。

全体的に相談の内容でございますけれども、子どもさんの内容ということではなくて、家庭のほうの要望の関係が非常に内容的には多いということで、全体の件数からしまして、八女市全体で430件の実件数がございます。延べ件数といたしましては3,000件以上ということになってくるんですけれども、実件数で申し上げますと、家庭の要望に関する相談が251件、58%を占めている状況でございます。順番的にいきますと、その他市外、18歳以上の方の相談も件数が多い状態で82件、全体の19%を占めております。あと、直接的に子どもさんのほうの状況ということで、件数的に多いのがしょうがいの相談、約40件で9%、続きまして育成の相談、33件で8%、非行の相談28件で7%という状況でございます。

黒木のほうもでございますけれども、平成29年度からスタートいたしまして、地域の支援という形で進めさせていただいているところなんですけれども、実件数といたしまして98件、延べ件数としましては908件でございます。相談の実件数から見ますと、やはり家庭の要望に関する件数が一番多いもので64件、パーセントで65%、次に育成に関する相談ということで17件、17%、子どもさんのしょうがいに関する事ということで9件、9%という形で対応しているところがございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

家庭の内容、八女市内で430件、黒木で98件、この内容の中に具体的にDV、虐待ですね、虐待とか発達しょうがい等の相談、こういったもので具体的な数として出ていればお願いしたいと思います。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

児童虐待というのは養護の相談の中に入っております。430件のうち、養護の件数251件、251件の内訳といたしまして、児童虐待が78件入っております。虐待の内訳といたしましては、保護の怠慢、心理的虐待、身体的虐待、性的な虐待という形での順番になってござい

ます。

発達しょうがいということで言われましたので、その件数だけ見ますと、15件いただいているところでございます。その内訳として、黒木はその内数ということになるんですけども、児童虐待に関する相談が15件でございます。発達しょうがい関係については3件いただいているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

先ほど430件のうちの82件は18歳以上とおっしゃいましたけど、これは多分、幼少期からの継続で支援があっている分かと思っておりますけど、現実、この家庭児童相談室と連携をとって福祉課や健康推進課等でそういった関係課とつないでの支援が行われてはおると思うんですけど、実際、これだけの相談件数、そして内容も、例えば、虐待と発達しょうがいですね、これは増加傾向にあるのか、それとこの家庭児童相談室とももちろん関係課との連携はあるものの、今の人的配置でこの相談を包括的に支援をやっていくことの今の現状でやれているのかという、その点はどうでしょうか。DVと発達しょうがいの増加か減少か、そこら辺もお願いしたいと思います。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

具体的な中身の増減についてはちょっと把握はしておりませんが、この前段となります要保護児童の対策協議会ということで、気になる子どもたちの情報把握をさせていただいております。それは当然、学校、保育所、関係機関の連携のもとに情報を子育て支援課のほうで一元管理をさせていただいているという状況なんですけれども、その件数を見ますと、ここ4年程度は大体530件ほど、子どもさんの数としましては実件数430件の子どもさんたちの状況ということで、件数的には大体変わらない人数の方を把握させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

黒木のほう、家庭児童相談室ですけども、ここは電話も直通もないんですよ。相談をするにしても、直接そこにかかる電話すらございません。相談をやる方が1人いらっしゃるのと、本庁では2人ですね。この体制でこれだけの悩みを抱えた子どもたちを支えていくだけの状況でいいのか、そしてまた、思いますのは、今回、いろんな同僚議員の中で、要するに行政のワンストップ化ということの質問がいろんな形であっておりますけど、特に子ども・子育てに関しては、子育て支援課、健康推進課、学校教育課というのがワンストップで支援をやっていかないと、非常に厳しい現状があるのではないかと思っております。

今回、私が資料を出してもらった中に、現実には就業人口、これは平成27年度の国勢調査による就労支援等、現実に住民基本台帳による生産年齢の人口との間の格差が1万人以上ありました。これは15歳から64歳が対象ですので、その中にはまだ学生さんだったり、高校生だったりというのがあるかも知れませんが、その生産年齢を基準としたとき、1万人以上の差があったわけですね。ということは、この何らかの措置をゼロ歳から18歳までの中に、間断ない切れ目のない支援をやっていくことによって、この生産年齢人口というのがもっとふえたんじゃないかなというのが、非常に個人的な見解として危惧をされるわけです。

本当に機構という、八女市の機構改革にしましても、これは住民にとっての利便性がどうなのかということを考えてときに、やはりそういうことを考えて、もちろん市は検討されてあるかなと思うんですけども、今の時点において、来年度からやめっこ未来館にその包括支援センターを、子育ての支援センターを1カ所持ってこられるわけですね。そうすれば、じゃ東部の、例えば、先ほどおっしゃった黒木の98件の中にもDVがあるわけです。今、面前DVといって、子どもの目の前のDVというのは非常に子どもにとっての心の傷は深いものがあります。そういったことを考えたときに、やめっこ未来館だけにそういう包括的支援センターを設置するだけで、八女市全体の東部の子どもたちの、そういった苦しんでいる子どもたちを間断なく支援できるセンターが1カ所で事足りるのか、その点はどのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

拠点施設といたしましては、やめっこ未来館1カ所でございますけれども、現時点でも子育て支援という意味合いでは、トゥインクルであったり、黒木のほうも星野のほうも、いわば出前でもっての、いろんな子育て支援施設もそうなんですけれども、サービスの充実が必要であるということでは考えておるところでございます。各拠点においても相談業務をやっているということで、当然、拠点はやめっこ未来館1つでございますけれども、それぞれ出向いてサービス事業の展開をやっているということで充実を図っているということで、今後も同じような形でサービスの低下を招かないようにやっていきたいということでは考えておるところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

今、子どもたちを取り巻く環境は複雑多岐と通告で申しましたけど、今、例えば、これは全国的で全日制、定時制を含め、2016年、高校生の妊娠ですね、本当にそういうことが約32件ほどあっております。これは新聞に出ておりましたけれども、そういった子どもたちをどう支援するかという具体的な例になりますけれども、そういったことはどこで起こっている

かというのはわかりません。全国的な数として出ておりましたけれども、今のような支援体制で、本当に生まれた赤ちゃん、おなかに胎児が芽生えた時点で、ひょっとすると母子の可能性も十分にあるということは考えられます。ですから、ゼロ歳から18歳まで、この支援というのは簡単なものではございません。ましてや、DVのその現状があつていまして、今、通告の義務がありますので、それが例えば、矢部村からあつた場合、じゃ、どう対応されるんでしょうか、今の時点で。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

DV関係で一番気になるのは、子どもたちの命の大切さでございます。いかに子どもたちを守っていくかということで、どう支援体制をつくっていくのかということで、相談室はもちろん、八女市には母子生活支援施設も持っておりますので、関係機関、調整を図って、どう支援をしていったが一番いいのかという形で、DVにつきましては一刻の猶予もありませんので、即対応を図っていくということを基本的に取り組みを進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

同僚議員の資料の中に、外国人ですね、八女市に住まれている外国人が422名いらっしゃいます。そのような資料もいただいておりますけれども、そうした言葉の壁によるDVだったり、虐待だったり、そういういじめだったり、そういったことも多分にしてあるかなと思います。

今の課長の答弁で、ではこれだけの相談をワンストップで切れ目なく支援していくという体制づくりには、もちろん、平成31年度からとおっしゃいますけれども、じゃ黒木支所にある相談室ですね、そこに行かれて、その実態を見られたことはございますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

黒木の相談室の内容につきましては、先ほどから議員のほうからいろいろ御指摘をいただいております。いかに充実を図っていく課題であるのかというようなことでは、私も理解をしているところでございます。

2階の元副町長室に相談室を設けております。先ほど言われましたように、電話につきましては直通電話がございません。支所のほうに申し入れをしたところなんですけれども、直通電話が、現時点ではできなかったという現状がでございます。

それと、1名体制ということでございますけれども、実は合併当時、一、二年ほど、週に1回出向いてやってきたという経緯があつたんですけれども、現実的にはやっぱり少なかつ

た。何で少なかったのかなということでも話をしておりますと、やっぱり余りにも身近なところに駆け込む姿を見られたくないということもあろうかと思えます。ましてや、いろんな相談員が家庭訪問なんかもいたしますので、やはり近所の目もあるということで非常に敬遠されたというところもあって、これまで合併当時は少なかった。ただ、現実的に八女のほうに東部のほうから来ていただくという現実がございます、実は相談がないということではございませんで、そのことも含めてやはり東部のほうにも拠点が必要であろうということで、平成29年度から東部のほうに置かせていただいたという現実がございます。

じゃ、1人体制でどのようにやっているのかと申しますと、当然、学校の問題であったり、保育所の問題であったり、関係機関がございますので、また危険を伴う相談でもございますので、警察との協力もいただきながら、現時点では東部に相談事業が定着するよというところで現時点では昨年、ことしに向けて進めているところでございます。今後の充実関係につきましても、関係機関との連携、いわば学校にも相談室がございますので、そこら辺との連携をいかに進めていくのか、どうタイアップしていくのかという課題がございますので、そのあたりについては十分研究をして、今後の家庭児童相談室の充実に向けた取り組みを検討していきたいということでは考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

例えば、先駆的な取り組みでは、福山のほうでは、福山ネウボラ相談窓口というのが、この市に12カ所あるんですね、支所ごとに。そういう体制をとって、間断ない子どもの支援体制をつくってあります。

総合的に見て、包括的な支援をやらなければ、今の子どもたちというのは本当に貧困ということも言われておりますし、貧困という定義というのは、昔の子どもたちの貧乏という部分ではない、貧困という定義ですね。子どもの貧困、そういったことが、今3カ所で子ども食堂ということで八女市のほうでは設置をされまして、学習支援もその1カ所でやられているということでございますけれども、この貧困に対する課長が考えられる定義ですね、この貧困の定義というのはどのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

先日の子どもの貧困対策推進計画も子育て支援課で持たせていただいているところなんですけれども、貧困というのは金銭的な貧困のみならず、精神的な貧困もあるんだということでも思っております。特に、今言われました子ども食堂、家庭で温かい食事がとれないということも一つの貧困のあらわれであると思っております。ですから、金銭的な問題だけで、経済的な問題だけで事が終わるものではない。どう温かく子どもたちの居場所づくり、それと

地域との連携を図っていくのかというのが大きな課題であるということでは考えているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

今は、私もボランティアで読み聞かせボランティアに行っております。そうした中で、この子どもたち、多いところで30人近い子どもさんいらっしゃいますけれども、小学校、中学校、そういう中で、じゃ7人に、6人に1人が貧困だと。どの子がそれに当たるのかというのは全くわかりません。でも、やはりこれは貧困という定義はいろいろございますでしょうけど、昔は貧乏で金がなくてというのが貧乏という、そういう言葉で言われたでしょうけど、そういう中で経済大国を日本という国はつくり上げてきたんですけれども、やはり孤立していくという部分というのが一つの大きな貧困の定義ではないかと思っております。そういう孤立していく子どもたちをどう支援していくのか、ましてや母子家庭も八女市は少なくございません。ですから、総合的に見て子どもたちを支援していくためには、やはり今後の課題としては子育て支援課と、さっき課長おっしゃるような母子保健ですね、それを考えたときに、今の課では子育て支援課と健康推進課というのが一体となったやはり機構をつくる必要があるのではないかと思っております。そのことで一つは要保護連絡協議会等ございますけれども、現実、待ったなしの相談は毎日のように変化変化であります。そういったものに対しての対応、それと各支所にやはり専門的知識を持った保健師の配置、こういうことを置くことによって、迅速なDVだったり虐待、これは虐待は間違いなく全国的にもふえております。こういったことに対する支援の本当に一番大事な大事な子どもたちを守るためには、そういう機構の改革が必要かと思っておりますけど、担当の副市長にお尋ねいたします。

私は保健師の配置はかなり前から、また、厚生常任委員会としてもそのことを提案してきておりますけれども、どうしても今、一括集中でございまして、これが果たして今、この子どもたちの貧困を初めとする課題に対してそういう配置が適当なのか、ここら辺の人的な配置の分に関しては、やはり市長、副市長の権限になろうかと思っておりますので、今後、どんどん人口が減っていき、生産年齢人口が八女市も減っていきますし、私は過去に相談しましたように、精神的な疾患に侵された、15歳から39歳の年代層も一番多いと言われております、八女市におかれましても。そういった現実を見たときに、そういった保健師の配置を考えていただきたいということを具体的に申し上げましたし、民生委員さんたちと手をつながれて家庭訪問をやることによって、後から申しますひきこもりとか、いろんなところへの支援の体制づくりにもなっていくと思っております。今からはトップダウンではなくて、現場の声をボトムアップで上げながら、政策を実行に移していかなければ、今後の八女市の将来というのが私は見えないんじゃないかと思っておりますけど、この点に関しまして副市長の見解をお願いしたい

と思います。

○副市長（中園昌秀君）

お答えをいたします。

組織の関係でございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思いますが、今、議員のほうから、この子育て支援を中心にした組織の改革について、どうしていくのかということ、それから課題を中心に整理をしながら、提案をいただいているところでございます。

市としまして、ことしの4月からまた少し組織の再編をいたしたところでございます。

今、子育ての関係で、家庭児童相談員の方も、今までに議員のほうからもやはり現実をこの議会の場で訴えていただきながら、我々もそれに答えてきて1名増員をしたというような経過もございます。あとは今出ておりますように、東部のほうの関係で支所の中に設置をしてくれと、保健師も含めてですね。そういったことで話をやっておりますけれども、特に家庭児童相談員につきましては、今、向こうのほうで1人配置をしながら、どういったことで今運営しているのか。先ほど課長も答えましたけれども、その地域の中の特異性というのがございまして、本当にやはりそこでいいのか、やはりどこかに、今のやめっこ未来館のほうにしたほうがいいのか、そういったところの検証も必要じゃないだろうかと思っておりますので、そういった意味では、支所のほうに置くというようなことについては、もう少し今のあり方については検証が必要じゃないだろうかと思っております。

それから、保健師の関係につきましては、従来どおり、今、集中ということで、本庁のほうに集中しておりますし、これについては、機構を扱う中で一定議論をしておりますけれども、現状のままでいこうということで、1カ所で集中的に保健師の方を集めて、そこから各支所のほうにいろんな課題を整理するときに配置していこうと、そのほうが迅速であるし、統一を図っていくだろうというようなことで、現状のままでいきたいと思っております。

そういったちょっと小さなことも含めまして、今大きなところとしては、いかに子どもを中心とした、そういったゼロ歳から18歳までの課題に対応してワンストップで対応できるような組織をどのような形で考えているのかということでございますけれども、実は少しちょっと話は飛びますけれども、先日から市長のほうから庁舎建設についてということで話があっておりまして、それについて市の中でも動いておるところです。これについては、庁舎を建設するまでは少し時間を要しますけれども、ただ私もこの前、人事のほうと話をしまして、ちょっと子ども関係ではというような話を具体的にしたんですけれども、組織については今は目的別、性質別というような言い方が適切かどうかわかりませんが、いわゆる法律的に縦割りの行政できておる、これを目的別にするか、そういった組織で今配置をしております。本庁の建設をするときに、少し性質別ですね、例えば、子どもの関係で一くく

りにする、道路の関係で一くくりにするとか、そういった少し性質的に分けて組織というのを考えてみたらどげんかと。するせんは別にして、そういったことで課題を整理してくれというようなことで、人事のほうとは今話をしているところです。ちょっと時間は、早急にはこの問題は片づきはしませんけれども、いずれにしましても、そういったことで確かにワンストップ関係で整理をしたほうが迅速に行くところもありましようから、どこがというのはちょっと今議論していますけれども、子育てがいくのか、どこがいくのかというのは今議論していますけれども、そういった形で、いずれにしても全くしないということではなくて、今、そういったことも市内部ではできる、できないは別にして議論をいたしておるところでございますので、少しこれにつきましては時間をいただきたいと思っておるところでございますので、御了解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

旧八女市だけでは、何とかそういった一つの包括的な支援にしてもやめっこ未来館もございますし、形として見えますけど、どうしてもこれだけの広域の合併になったからには、東部のほうの、旧八女市以外のところの子どもたちをどう守っていくかとなれば、ワンストップでの支援がどうしても東部に1カ所必要ではないかというのは強く思っております。さいたま市とか、こういう政令市ではございますけど、ゼロ歳から18歳、また、青年の居場所、先ほど子育て支援課長が言われましたように、家庭児童相談室に82名のそういった若者の相談があっているということですけど、そういった人たちは、じゃ就労に結びついていっているのか、そういった本当に一人一人の子どもたちというのは将来を担う宝でありますので、どういう環境に生まれ育ったほうが、やはり子どもたちが本当に幸せになっていくため、教育というのはそのためにあると、ある先人の人が言ったことがございますけれども、本当に一番重要な、また大事なことであるというのを再三述べさせていただきたいと思っております。

いじめ、不登校の現状を先ほど教育長から数を出していただきましたけれども、教育長も大変長い間、教育現場に携わってこられたと思います。そういう中で、その当時から今に至るまで、このいじめ、不登校、そういった中身というのもいろいろ変わってきている部分もあると思うんですけども、教育長御自身が実感されるそういう現状ですね、いじめや不登校、そういう現状をどう捉えていらっしゃるのかということをお答えをお願いしたいと思います。

○教育長（橋本吉史君）

いじめ、不登校、まずはいじめですけども、これは基本的な認識として、やはりいつでもどこでも起こり得る、誰にでもあると捉えておくということが必要だろうと思っております。

私も3月までは現場におりましたけれども、いじめのない学校というのは私はあり得ないと思っております。ですので、先ほど答弁の中で申しました認知率が上がるということはとてもいいことだろうと思っているところです。その後でいかにしていくのか、さまざまな取り組み、いじめを生まない取り組みもあるでしょうし、あるいはいじめがあった後、どう取り組んでいくのか、そこは教員のアンテナ等もあるでしょうけれども、さまざまところでそういったことはみんなでやっていかなくちゃいけないと思っています。

不登校に関しても、子どもの居場所づくりといえますか、今はやはりどうしても家庭と学校、この2つのところで子どもたちが生きているといえますか、狭いところで、昔は、以前は私たちが小さいときもありましたけれども、やっぱり地域の中での兄ちゃん姉ちゃんとか、いろんなところでそういう自分のコミュニティといえますか、居場所がありました。ところが、今、学校か家庭かというようなことが多い状況ですので、学校でだめだったら家庭にひきこもるとかいったところがあります。だから、いかに多くの人がかかわってやれるのか、子どもの居場所づくり等含めてですね。あるいは子どもの自尊感情とか、そういったことを育てるといことがとても大事だろうと思っています。

あと、取り組みに関しては、やはりこれは問題行動でもなんでも一緒だろうと思えますけれども、やはり学校でも1人で抱え込まずにチームワーク、それとネットワーク、それとフットワークといえますか、特に足を運ぶという、そういうことが大事なのかなと思っております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

教育長がおっしゃるとおりだと思っております。今、私、地元の学校をせんだって訪問いたしましたして、学校のコミュニティスクールの関係でその協議会に入っております、保護司、読み聞かせボランティアという形で、議員という形でじゃなくて入らせていただいております。そういう中で、校長先生、一生懸命取り組んでいらっしゃいます。本当にチームでやはり支え合っていける子どもたちをつくっていくのが、ことしの自分たちの目標であるということで、学校のいろんな目標、課題、またこうやって挑戦していますということをスライド式にわかりやすく発表になったんですけれども、支え合っていく子どもたち、地域を愛していく子どもたちということに取り組んでいきたいということをおっしゃってございました。

今、おっしゃった教育長の思い、本当に水谷修先生という夜回り先生、最近のDVDを見させてもらう機会があったんですけれども、子どもたちのために何十年という期間、毎日毎日、夜になると先生は回っていただいております。まだ市町村会館の当時ですね、水谷先生がお見えになって講演があったことがあります。そのときに、あるドラッグで身も心もぼろぼろになった子どもが、最後に先生に、先生、私は死にたくないという一言を残して亡く

なっていったということを講演の中で言われたことがございます。本当に子どもたちの居場所というのが、学校か家庭か。今、家庭が壊れた、そういった子どもたちも少なくはないと思っております。最近のDVDの中で水谷先生は、子どもたちを認めてあげること、学校で先生から、じゃ皆さん褒められたことがある人、また、家庭の親から褒められたことがある人ということを言うと、なかなか手が挙がらないと。そういったことも一応私が偉そうなことは言えませんが、今の子どもたちの心の孤独感、孤立化ということも貧困の連鎖につながっていくのではないかと、そういったことを聞きながら思ったところでございます。

今は、あしたばというのが、不登校児が、学校に行けない子があしたばに通っておりますけれども、せんだって、ある会である御婦人にお会いしました。その方は元あしたばにお勤めで、私も何回かあしたばに行ったことがありますけれども、三角さん、昔、あしたばに通っていた子から電話があつて、先生、今こうやって僕は頑張っていますという、こんなうれしい便りがあることが本当に私にとってはうれしいということをおっしゃいました。ですけど、このあしたばというのが、やっぱり旧八女市内に1カ所ですね。不登校児に対しての東部の支援に対して、今後、教育長としてはどのように取り組んでいかれる考えがあるのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

子どもの貧困等に関しても言われているように、学校の果たす役割というのはとても大きいだろうと思っております。例えば、昨年もこういう事例がありましたけれども、学校の中で、子どもにだけ支援するのではなくて、やはり家庭ぐるみに支援が必要だというところが、今、とても多いです。例えば、福祉サービスを本当は受けなくちゃいけない——受けなくちゃいけないと言ったらあれですけども、受けられる、受けたほうがいいという家庭でも受けていない。だから、そういったところをやはり学校できちっと把握をしながら、先ほど議員おっしゃられましたけれども、やはり我々教師は、子どもたちとよく接します。だから、その場で子どもの異変にはやっぱり気づくわけですよ。だから、そういったことを中心にやはり支援をしていくといいますか、その手続をしてもらおう。そういったことはやはりつないでいく、そういうシステムが必要だろうと思っております。それぞれいろんな施設ということではなくて、学校からそういった形をつないでいく。つないでいくということがとても大事だろうと思っております。その一つとして、黒木小のほうにもスクールソーシャルワーカーを配置しておりますので、そういうつなぐということ、これがとても大事じゃないのかなと思っております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

今の教育長の答弁、本当にそのような現実を実感いたします。先生たちの今の働き方改革というのは、国もそれに注目をしてきております。せんだってでも学校訪問したときに、どうしてもあしたの授業の準備をやるためには8時ぐらいになってしまうと。そういう改革というのはなかなかできない。そういう中に家庭の悩みとか課題を持った子どもたちにまた先生たちが対応していくという、そういったことも含め、非常に先生たちの現場というのは大変ではないかなと思っておりますので、それを地域で、行政だけでも、もちろん先ほど、包括支援センターをつくり上げるということも目標になっておりますけれども、それに学校関係、そしてそれにコミュニティスクールを初めとする地域の支援ということを上手にかみ合わせながら、本当に今からこういう形でやっていったらいいというためには、やはり現場の実情をどう把握してそれをつないでいくかということが私も大事ではないかと思っておりますので、本当に八女市の未来を担う子どもたちにとっての包括支援センター、学校関係と連携をとりながら、また、地域と連携をとりながら、そういうものができていくことを心から期待したいと思っております。

ひきこもりの取り組みということで、せんだってからリーベルの隣にほっと館八女というのが併設をいたしております。そこに行ってまいりました。八女市社会福祉協議会、そして、その中の福祉生活支援室ということで、ほっと館八女という、本当にキャッチフレーズがほっとする場所、ほっとな場所、ほっとかない場所というキャッチフレーズになっております。その職員の方と話をした中で、平成29年度から始めたフードバンク事業によって、本当に子どもたちの家庭の厳しい現状というのが改めて見えてきたということを担当の方がおっしゃっていました。やはりフリースペース、あなたの居場所の一つということで、そのほっと館というのが、非常に名前も室長さんの提案の中で室長さんの提案が起用されたということではございましたけれども、今は月1回のひきこもりの親の会ですね、そういったことをしながら、アドバイザー、そういった経験のある方や元学校の先生からのスタートをやっていきますということでございました。

また、その中で、非常に私も心に来たことというのは、八女市において、15歳から39歳の1万4,790人のうち、全国的な平均のひきこもりというのは1.79%とすれば、263名ですね、そのパーセントにした場合ですね。最低でも100人はいるんじゃないかなという、そういった具体的な例を示しながら、今からどうやっていくかということで言われておりました。民生委員さん等を初め、いろんな周知をやっているということと、その民生委員さんからつながりがあることもありましたということで、こういう施設をつくったことはよかったということをおっしゃいましたし、私も思いました。ただし、1点確認したいのは、ワンストップの支援をやっていくための包括支援センターが来年度に向かってでき上がりますけれども、このやめっこ未来館だったり、リーベル、そしてほっと館八女、このそれぞれの必要な施設という

のは、それぞれの部署との連携をとってからつくられているのでしょうか。逆に言えば、この市民の皆さんの利便性を考えてからつくられていっておるものなのかですね。要するにその課その課でつくっていくのも大事ですけれども、今の現状の中でどのようなそういうものをつくっていったらいいのか、すばらしいところですが、駐車場とかもないわけですね。そういうことも含めたときに、このほっと館というのが今から大きないろんな人、子どもから高齢者に至るまで立ち寄ることができるところでございますけれども、そういうものが横の連携で話し合いをされた中でつくっていかれたものか、この1点をちょっとお願いしたいと思います。

○福祉課長（白坂正彦君）

御説明申し上げます。

ほっと館八女の設立、福祉にかかります生活支援施設ということになりますけど、ここはことしの4月から八女市社会福祉協議会において開設がされたということでお聞きしております。この目的は、先ほど議員言われましたように、制度の狭間にあるような方々をいかにして支援をしていくか、また、総合的な相談について、どれにつないでいくかということで、つなぎというのをテーマにしながら、社会福祉協議会で設置されたということでお聞きしております。

このほっと館八女を通じながら、ここを拠点としながら、いろんな関係機関と連携をしていこうということで、今、取り組みがなされております。福祉課といたしましても、その連携のもとに支援をしているところでございまして、例えば、学校教育に関係しますと、学習支援にかかります適応指導教室あしたばであったり、あるいは教育相談室、子どもの生活でありますと、先ほど言われました子育て支援館におきますセンターの取り組みだったり、そういったところと色々な連携をとりながら進めていきたいという思いで設置をしておりますので、私たち福祉課としても連携、ハード的にはなかなか一体的な取り組みが難しいということにもなりますけど、連携によってその部分をカバーしながら、ソフト的な取り組みで地域に入っていきたいと思っております。

私たちが思っていますのは、地域福祉計画、地域福祉活動計画にあげていますアウトリーチ型の取り組みということを今年度掲げております。5カ年計画ということで掲げておりますので、このアウトリーチ型、地域に足を運ぶということで、今後いろんな地域での課題を吸い上げ、そして早期発見、早期対応ということで取り組んでいきたいということで考えておりますので、御報告申し上げたいと思っております。

○18番（三角真弓君）

アウトリーチ、訪問していくということ、非常に大事だと思っております。時間もございませんので、次にいきますけど、その前に、今の社会問題というのは8050問題、要するに80

代の親と50代の無職の子どもが同居し、社会から孤立している困窮状況、こういったことが日本の中で非常に懸念され、心配されていくことですが、このようになっていかないためにも、包括的な支援ということ、そして、先ほどおっしゃったほっと館を中心としたアウトリーチ的な支援、こういったものを総合的な支援として今から行政としては進んでいっていただきたいと思っております。

最後の質問でございますけれども、通告を出した後に、今回、追加議案として出ましたので、余り深いことは聞かれませんが、私たちの党といたしましては、今、いろいろ100万人の訪問調査運動ということをやっております。その中で介護だったり子育てだったり、防災、減災だったりありますけれども、中小企業支援へのそういうアンケート調査を行っております。そういった中で、今回、生産性向上特措法が成立をしたということ、そしてそれを八女としては導入をされたということで非常にありがたいことだと思っております。

その調査の結果といたしまして、八女市の全てではございません、まだ今、途中でございますけれども、課題としては人材後継者探し、技能の継承、事業の将来性がない、相続・贈与税、こういった課題、そして支援策としては技能の継承支援、相談窓口、金融支援、補助金、税政支援ということで、今回の生産性向上特措法というのが非常に一つの大きな支援になっていけばいいと思っております。

内容には余り触れられませんので、このことを徹底的に中小企業の方へ商工会、また商工会議所を通しての周知を図っていただきたいと思っておりますけれども、私のほうからは、市と商工会、商工会議所の連携は、先ほど市長の答弁では、2カ月に1回、そういった皆さんで寄り合っただけのそういった会をやっているというような答弁もございましたけれども、やっぱり今回のこういった特措法の成立を周知していくことと、あるいは先ほど私が申しました、いろんな中小企業の課題というのが具体的に出ておりますので、市と商工会、会議所との連携ですね、この周知を含め、今後どのように取り組んでいかれるのかを課長にお願いしたいと思っております。

○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

お答えいたします。

今回、生産性向上特別措置法という法律が公示されたわけでございますが、これよりも前に、市といたしましては平成26年の産業競争力強化法というのが改正されて以来、八女市と商工会議所、商工会が一体となって、創業支援事業計画ということ国に認められて事業を進めているところでございます。

その中身につきましては、新規創業者支援、あるいは新事業展開事業補助金といった形で、市と商工会議所、商工会が常に連絡をとりながら、対象者の把握と事業に対する支援を行っているところでございます。そういった連携につきましては、しっかり2カ月に一遍の会議

ばかりではなく、常日ごろからやっているところでございまして、今回、生産性特別措置法がなされておりますが、これにつきましては、中小企業者、市内中小企業者及び個人事業主でございますが、内容といたしましては、設備投資に係るところの固定資産税が減免になるという点が1点、それと、そういうことになったことによって、国に直接補助金がございますが、これ中小企業者が国からの直接補助金を求めることができる制度ですけれど、こちらのほうの税率も上乘せになるという大変すぐれた法律じゃなかろうかと思っているところで、今後に至りましては、商工会議所、商工会のみならず、私どもとしましては、この生産性向上特別措置法にかかる法律ができましたので、八女市としても取り組んでいきたいと思っておりますので、こちらについては広報、ホームページ等にも掲載をさせていただきながら、市民への周知を図っていききたいと思っているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

合併はしたものの、商工会、そして旧八女市の商工会議所となっております。

これは千葉県の木更津市でございますけれども、産業・創業支援センターというのができております。これは市と商工会議所が運営するセンターなんですね。ことし2月、中小企業の支援で全国屈指の実績を上げている静岡県富士市の産業支援センターということで、f-Biz（エフビズ）という名称の支援センターができております。八女市を担う後継者問題、中小企業を担う後継者問題、これはせんだっての同僚議員の質問の中にも、農業、林業の後継者問題も非常に重要な問題ではございますけど、中小企業も後継者問題を初めとするいろんな課題が山積をいたしております。そういう実態が今回調査したことによって見えてきております。ですから、市と、そして商工会、商工会議所との連携をやることによって、いろんな今回のこの特措法を利用しながら、少しでも八女市の中小・小規模事業者の皆さんの一歩前進へのそういったものになっていくために、私は商工会、商工会議所と市が一緒になったこういった支援を、センターを立ち上げていく方向も大事なかなというのを最後に提案したいと思っておりますけど、もう時間がございませんので、副市長、一言の答弁をお願いしたいと思います。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

商工会議所、商工会、市との連携をこういった新たな事業に基づいて今から進めていきますので、検討させていただきたいと思っております。（「以上で質問を終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（川口誠二君）

18番三角真弓議員の質問を終わります。

暫時休憩します。11時30分まで休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

17番樋口良夫議員の質問を許します。

○17番（樋口良夫君）

今定例会に通告いたしております1点目、4月8日に発生した凍霜害による農作物被害対策について、2点目、国が検討されている新たな森林管理システムについてであります。まず、1点目の4月8日に発生した凍霜害であります。同僚議員も今定例会で一般質問をされております。今回の凍霜害は八女東部を中心に農作物に被害をもたらし、特に摘採間近な基幹作物であるお茶において甚大なる被害となり、摘採できない茶園が出るなど極端な収入減で今後の生活面を不安視され、離農を考えざるを得ない農家も出ている現状です。過去に経験したことのない今回の凍霜害に対し、市として対策を講じられる考えはないのか。

2点目であります。森林経営管理法が先月25日に可決成立いたしました。この管理法は私有林を中心とした戦後の森林行政の中で大きな改革であります。国全体の私有林の中で、全体の3分の2は管理が行き届いていない中で、3分の1を大規模な担い手に集積し、採算の合わない3分の1を市町村が管理し、自然に近い複層林に誘導するとされています。本市においても、全面積の7割近く占めている森林の中で、管理が行き届いていない林分が3分の1あると予想されます。来年度から事業実施を検討されている中で、今回のこの法案について市としてどう考え、県や国に対し意見等を申されているものか。

以上2点を市長、副市長、担当部課長に質問いたしますが、前向きな御答弁を期待いたします。よろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

17番樋口良夫議員の一般質問にお答えをいたします。

4月8日に発生した凍霜害による農作物被害対策が1点でございます。

4月8日に発生した凍霜害により、八女東部を中心に農作物に被害をもたらし、特に摘採間近な八女の基幹作物のお茶において甚大なる被害となり、摘採できない茶園が出る等、極端な収入減で今後の生活面を不安視され、離農を考えざるを得ない農家も出てきている。過去に経験したことのない今回の凍霜害に対し、市として対策を講じる考えはないかという御質問でございます。

4月8日の凍霜害では、八女東部の茶園に被害が多かったことは報告を受けております。農家の大きな収入減は重要な問題と捉えており、関係機関などと連携し、協議を進めながら、

各機関が持つ専門的な知識を共有する中で、今回の事案に限らず、これからのことを含めて市としての対応を検討していく必要があると考えております。

次に、国で検討されている「新たな森林管理システム」についてでございます。

国全体の私有林の中で3分の2が管理が行き届いていない。このうち、3分の1を大規模な担い手に集積し、採算の合わない3分の1を市町村が管理し、自然に近い複層林に誘導するとされている。本市においても、7割近く占めている森林の中で管理が行き届いていない林分があるが、来年度から事業実施を検討されている中で、この制度について市としてどう考え、県や国に対し意見等を申されているものかというお尋ねでございます。

新たな森林管理システムにつきましては、森林経営管理法として今国会での法案が可決されました。この新たな森林管理システムは、森林所有者がみずから所有する森林について適切な経営や管理を行うことを明確化した上で、所有者がみずから管理できない場合、所有森林を市町村に預け、市町村は預かった森林を意欲と能力のある林業経営者につなぎ、林業経営の集積、集約化を進めることとなっています。

また、条件が悪く林業経営に適さない森林等については市町村が管理を行うこととされており、公的管理を行う費用は森林環境譲与税（仮称）の一部を活用することが可能となっています。

この新たな森林管理システムの仕組みにつきましては、平成29年度末に国から概要説明が行われましたが、市町村からの意見や要望を申す場もなく、現在、実務的な詳細事項やマニュアルなども示されていない状況です。

しかし、今の制度概要を見ますと、市が取り組む中での多くの課題なども考えられるため、今後、国から示される詳細な制度要項などを参考に、実施のための体制や取り組み方法、また公的な経営管理を行うための基準なども慎重に協議する必要があり、この森林経営管理法の適切な運営と実施に向けて、今後十分に内容検討を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（樋口良夫君）

今回の被害状況でありますけれども、せんだっての同僚議員の質問の中でも、部長のほうからだったと思いますけれども答弁をいただいた中で、八女市の平たん地で約8.5ヘクタールの被害であったと、そしてまた黒木、上陽、矢部、星野の八女東部地域においては約500ヘクタールの甚大な被害となっておりますことを、せんだって答弁をされていたわけであります。被害は、茶園にふだんは絶対大丈夫だと言われるような棚づくりをし、稲わらでつくったすまき覆いした伝統本玉露茶園でさえも凍霜しております。そういった中で、全国茶品評会に出品予定の茶園も被害に遭い出品を諦めざるを得ない状況も出るなど、一般的にはふだん本当に考えられないほどの被害状況でありまして、五、六十年、長くお茶生産に携わっている

先輩方も、これだけの被害は初めての経験だと申されております。

そういった中で、先ほど申しますように、後継者を持ちながら一家で携わっておられるお茶農家の中で、1年間の肥料代の購買代金決済や茶園拡大するため借り入れられた資金の返済、そして今後1年間の生活資金等で苦慮され、後継者は生活のため離農し、ほかの職に変更せざるを得ないと申されている方々もおられます。

また、7日の同僚議員の質問の中にありましたけれども、防霜ファンを設置されていない方々は今度の被害状況はとにかく厳しい状況でありまして、茶生産を諦める方々もおられます。

地域の中を振り返りますと、高齢化等により茶園管理が厳しくなる状況の中で、そういった方々の中には、前向きに取り組まれている農家に茶園を委託されていることで、農地の維持につながり耕作放棄地の防止になっている現状でもあります。

将来の中山間地の維持、地域づくりを考えました場合、今度の被害においては、これは個人個人だけの問題ではなく、地域そのものに影響し、地域の崩壊にもつながっていく可能性もあるかと私は考えますが、お伺いいたします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今、議員御指摘の凍霜害による被害につきましては、先ほど市長答弁の中にもありましたように、非常に重要な問題であるということで担当課としても認識をしておるところでございます。

御質問の、地域がややもすると閉塞をしていくんじゃないかということだろうと思います。それにつきましても、当然、お茶につきましては中山間地のほうは非常に大きな耕作面積を持たれて、そんな中でやられてあると思います。うちとしてもさまざまな農業振興、特に中山間地域の農業振興に係る施策につきましてはいろいろとさせていただいておるような状況でございますが、今の中でこの問題を特におっしゃられて、地域が、お茶に限ってということだろうと思いますけれども、そういった中でも市は市としてできること、部会は部会でできること、JAはJAでできること、その辺の共通の認識を再度共有化した中で、地域が閉塞していくようなことのないような施策は当然打っていく必要があると思いますので、そういうことで対応できればなということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

お茶は、ほかの農作物と違いまして、摘採した生葉を加工しなくちゃいけないという、加工するための施設であるお茶工場が必要であります。今回の凍霜害の被害により離農や、あるいは茶園規模縮小で生葉加工量が減少し、茶工場の経営の維持が困難になることが予想

をされます。

特に、最近ずっと再編関係でなされておりますけれども、その再編工場ですべて償還金もあります。これは国の会計検査の対象にもなるかと思っておりますけれども、そういった場合、なかなか現状を見ていきますと、いろんな工場に諮りますと、そういった面が減少するのは確実であるし、今後どういったふうな対応をしたらいいか、あるいはこういった問題は市のほうにしっかりお願いしなくちゃいけないということで、皆さん口々に言われております。

その件について部長にお伺いいたしますけれども、茶工場での、どうしても穫量が減ってくるという兼ね合いにおいて、例えば、先ほど言いますように会計検査の対象になるとかいろいろありますけれども、そういった問題に対してどう対応されるのか、お伺いいたします。

○建設経済部長（松延久良君）

お答えいたします。

今、議員御指摘の、ことしの凍霜害によって大幅に生葉の収穫量が減って工場運営が厳しい、また、事業上での課題がないのかという御指摘だろうと思っておりますけれども、当然、お茶の場合につきましては、この間の議員の答弁にも申しましたとおり、最大のリスクでございます、平地のほうでも昔、収穫前にあったという事態もございました。だから今回、特に気象の関係で東部のほうが芽が急いどった分だけ相当な被害が出たというのは認識しております。

ただ、こういった凍霜害後の今後の処理ということにつきましても、今までいろんな会議の中で複合経営の問題だとか、あるいは工場の再編の問題、さまざまな要因から検討がなされてきたんじゃないかというふうに思っております。ただ、おっしゃるように今回の場合相当な、普通はまた芽が再生して、次の収穫芽が出て、ある一定、9割、あるいは95%程度の収穫量が確保できてきたというところですけども、今回の場合は収穫できなかったところ、あるいは半分だったところ、全体的に非常に量が少なかったというのは聞いておりますので、相当な製茶工場に対する経営の圧迫というのも考えられるだろうというのは認識しておるところでございます。

ただ、長期間にわたる製茶工場経営でございますので、一定の、今年度だけに捉われず、将来的なものを含めて、先ほど課長が申しましたとおり、さまざまな関係機関と共有しながら対策について進めていかなければならないだろうと思っておるところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（樋口良夫君）

それと、今回の被害を見ていきますと、本当に再認識をしたわけでありましてけれども、ファンの設置がないところは、先ほど言いますように全滅状況にあったと、大分見受けられました。設置している茶園もやはり同じような状況で、枯死した形も見受けられたんですけ

れども、そういったところ、本当に回復力が早く、おくれはしたけれども収穫までなったという状況であります。

そのファンを設置する事業でありますけれども、現在、県の事業であります活力ある高収益型園芸産地育成事業を活用し、現在、皆さん方は設置されているようでありますけれども、最近見ますとどうしても高収益型というのは県の事業の中でも、我々こういった山間地に住む、また農業をしていく中において本当にすばらしい事業だというふうに認識をしております。当時、多分、市長も県議の時代、そういった面に対して農政連の委員長としても大分強く県のほうに申されていたと思いますけれども、この事業は本当に今、皆さん方感謝している事業であります。しかしながら、最近見ていきますと、どんどん事業費も減ってきていますし、またメニューもふえてきたということで、平成29年度を見ても、なかなか秋を過ぎても決定がなされていなかったと、どうも事業費がありません、平成30年度に延ばしますということも、ある一部からは聞いております。それが最終的に、いろいろ県の事情もありまして、特に朝倉あたりの被害がありました中で、その被害に最終的に年度末にこの事業費を充てたという状況もあるようです。

そういった面で、ことしの災害あたりを考えますときに、やはりいかに防霜ファン設置が必要であるかということは、本当に再認識もさせられましたし、今後、この県の高収益型園芸産地育成事業のほかに、何か国のほうで話を持っていかれないかと、ぜひともこういった中山間地、平地は大部分が設置されていますけれども、中山間地においてはまだまだ、どうしても面積が細かい園地が多く、なかなか設置をし切れないと、反当約1,000千円ぐらいの負担だと思いますけれども、そういった中でなかなか踏み込み切れない関係者もいらっしゃいますけれども、そういった国の事業あたりを今後持ってくるべきじゃないだろうかと思えますけど、その点いかがでしょうか、課長答弁をお願いします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃられた県の活力ある高収益型事業、これにつきましても当然そのメニューがございます。そういった中でも、事業者の負担というのは当然あるわけございまして、非常にその辺も今回被害を受けられた農業の生産者の方につきましては、そのあたりも若干、非常に経費的にかさんでくるということも、当然、当課としては認識をしておる中でございますけれども、国あたりのということで御質問がございました。国の事業の中で、産地パワーアップ事業というものがございまして、それにつきましては、結局、防霜ファンの、高収益につきましては一応根元のポールからという事業の実施の要件がございますが、今回、国のほう、県のほうを通じて、防霜ファンの上で回っておるファンの部分ですね、この部分について、できますならば経年で劣化しておる部分もございまして、性能がちょっと

弱いという言い方がどうなのかわかりませんが、そのあたりでのファンの機能向上というか、そういった意味での、県を通して国の事業をどうだろうかという話は現在させていただいておるような状況でございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

ぜひともパワーアップ事業を活用して、そういった面で進めていただきたいなと思います。

それと、八女市を一般的に語ります場合、茶の国奥八女と言われます。全国いろんな地域へ行きますと、八女からですと言うと、ああ、八女茶の産地ですねと、八女茶ですねと、そういった言葉が返ってきます。今回被害が集中した八女東部地域においては、イチゴなりナスなり、ハウス栽培も定着をしております。地域全体を見ますと、農家の大多数が数百年の歴史のあるお茶を生産されております。やはり数百年の歴史というのは、その地域が産物にとって品目で適しているからこそ、例えば大災害、いろいろあったかと思いますが、きちっと生き延びてきたという経緯もあるかと思います。

先ほど言いますように、八女茶の原点とも言える伝統本玉露ですが、全て100%八女東部地域で生産をなされております。先ほど対策の中で、市長答弁の中にありましたように、また課長答弁の中でもありましたけれども、この災害については、重きに見ながら関係機関と協議を進めていく必要があるということをおっしゃいました。今度の場合が、私もいろんな方に接触する中において、やはり皆さん方を見ていると、とにかく、要するに急いでおられるというか、どうにかせやいかん、支払いも6月15日までに5,000千円、6,000千円払わなきゃいけないとか、いろんなことをおっしゃいます。

それで、確かに対策というのは今後協議もされていくかと思いますが、JAさんあたりも含めてですね。しかしながら、この問題はなるべく早い形で、行政側としてある程度の方向づけを示していただかないとなかなか、そういった本当に意欲のある頑張ろうという人たちが今後地域での農業に取り組めないと、生活のためにどうしても離れなくちゃいけないという形になるのはもう十分見受けられます。そういった面に対して、市長として今後どのような形で、そういった本当に被害をこうむっている方々、調査されてわかると思いますが、そういった方にこういった形として示されていくものか、今後十分検討していくと申されましたけれども、そういった面に対して、今、市長のお考えを述べていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

議員も御承知だと思いますが、非常に難しい問題でございます。

災害とはいいいながらも、他の農作物においても、これだけの世界の気候の変動が激しくな

りますと、大きな変化が出てきますと、農作物全て安心して生産することができないような気候の変動が毎年やってくるかもしれませんし、今回はお茶だったかもしれないけれども、次は暴風でハウスが全滅したとか、いろんなケースが私はあると思います。

ただ、今、議員おっしゃるように、八女茶は八女の大きな、名声を博している農産物でありますから、議員御承知のように、それだけに伝統本玉露も生産費の2分の1を補助するという、これはなかなか難しい問題でしたけれども、議員各位の御理解をいただいてこれを実施して、今、玉露生産者の皆さん方は非常に助かっている面もあるのではないかなと思います。

ただ、この問題につきましても、県も国も、この災害的な観点から見ると、どういう形でまず基本的に考えていくのか。じゃ、ほかの作物が被害を受けたときには同じようにやれるのか。あるいは、いや、それはちょっと八女茶だけだと、特別だと。こういうことが果たして生産者の皆さん方の理解を得ることができるのかどうか、いろんな角度から考えていかなきゃならない、ある面では難しい問題だろうと思います。

特に生産団体、あるいはJA、こういうところとも十分協議をして考えていかなきゃならない。しかし、私としては何とか茶の生産者の皆さん方に支援できる方法が、手法が見出せばなという気持ちで今はいっぱいございまして、具体的な検討はこれからにならざるを得ない、それだけに難しい問題でもあると思っております。

その点はひとつ、早急に今回の凍霜害について支援をするとか、そういうお答えがきょうはできなくて申しわけないんですが、また逆に言いますと、先ほど申し上げたように、簡単に判断できる問題でもないんじゃないかという気もいたしておりますし、いろんな角度から事情聴取をしながら、あるいは各団体、生産団体と協議しながら、これから検討していかなきゃいかん課題だろうと思います。

以上です。

○17番（樋口良夫君）

今、市長が答弁いただきました。私も理解するところであります。

そういった中で、今度の被害においても、ほかにキウイフルーツ、あるいは柿あたりも被害を受けております。そういった面を見ていきますと、今、果樹共済等もあります。私も柿をやられた、本当に大分やられた方もいらっしゃいますけれども、その方とも話したら、果樹共済によってどうにかなると、なるといっても、どうにかなりやせんじやろうかということをおっしゃっていただきました。お茶についてちょっと調べてみますと、お茶共済もあるそうです。しかしながら、このお茶の共済は、いろんな面で不特定というか、なかなか入りきれないと、掛け金の問題とかいろんな問題においてなかなか共済加入が少ないと。福岡県下見ましても、誰一人としてお茶の共済に入っている方はいらっしゃいません。

そういった中で、特に今度の被害の中においても、例えば、先ほど言われたハウス関係においても、入っていらっしやらない方もいますけれどもハウス共済等もございます。そういった面でいろいろ何かの災害のときにバックアップする手段がありますけれども、今のところお茶に対しては県下誰も入っておられないような現状の中で、やはり別な面での支援がどうしても必要ではないかと考えたわけです。

来年から収入金の保険制度もありますので、そういった面を含めて皆さん方活用されるかと思えますけれども、とにかく今年度においてなかなか、そういった方々の方を見ていきますと、これはどうかしなくてはいかんばい、どうかということで、私はそう考えておる次第であります。

この問題は、先ほど市長も言われますように、今後JAあたりを含めて検討をぜひともよろしくをお願いをしたいと思います。

次に移りますけれども、まず、今回の法案でありますけれども、実行するに当たり疑問に思う面が多々ありますので、御質問をいたします。

先ほどから申しますように、今回の森林経営管理法は戦後の森林行政の中で、管理を民から官に委ねる大きな転換であります。林野庁で検討されまして、今国会に法案が提出されたものでありますけれども、これほど重要な改正でありますので、先ほど市長答弁の中で、こういうことは急なことで何もなかったということを申されたわけです。ということは、やはり県の農林事務所関係においても、そういった各市町村の意見を聞くヒアリングなどあったものか、お伺いいたします。課長お願いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

お答えいたします。

現実問題として、先ほど市長答弁のほうにもございましたように、実は平成29年度末、2月の終わりから3月にかけて、県内の市町村に県を通じて林野庁のほうから、平成30年度の税制改正に伴う説明会が開催されました。これは森林環境譲与税、これ仮称でございますが、その創設と用途についての市町村への説明でございましたけれども、それが主でありまして、この森林管理システムにつきましては概要説明をそのときに受けたところでございます。

それで、これまで県とか国に対しての要望、意見等を申す機会は現実としてございませんでした。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

それを考えますと、ちょっとおかしいのじゃないかなと思います。これは本当に、私も林業関係に携わっていますけれども、これはもう大転換なんですよ。これだけ大きな転換の林

業行政の中において、唐突で余りにも違和感さえ覚えるわけであります。

言われますように、今回の法案でありますけれども、所有者に森林を適切に管理する責務を課すと、先ほど言われました。所有者は管理をできない場合、管理権を市町村が取得し、採算ベースに乗りそうな森林は意欲と能力のある森林経営者や企業を都道府県が公募しながら、その中から市町村が制定するとあります。

まず考えますときに、どうしても放置された森林といいますと、採算性もなかなか難しいなというふうに思います。採算性が合うと言われても、なかなかそういった域まで達しないというふうに私は捉えております。特に、そういった採算性が合うというふうに一応机の上に出されても、しかしながら採算性の合わないものは市町村が管理しないといかんとということから考えていきますと、なかなか今回の法案に対しては厳しいかなと。現地をずっと調査いたしますと、地権者を選別するための境界があります。その境界を確定するために、相方立ち会いの中で確認をいたしますけれども、境界ぐいを打たれていないところがもう大分、9割以上は打たれておりません。以前、森林が物すごく経済的効率、要するに経済性があった時分、よく森林が動いていた時分に、その境界にAさんの山林、Bさんの山林ということで石を3個並べていたんですけれども、そういった石もイノシシ等の出現によって全く見えないと、わからない場所であります。

そういった現況の中でありまして、境界確定だけでも多くの人手と経費、時間を要するかと思います、人手不足の中、人手確保は可能なものか、課長お伺いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

現実問題といたしまして、やはりこれにつきましてはまだ明確な運用方法、それからマニュアルといいますか、そういったものが国から示されておりませんので、的確な詳細部分というのは現状として不明な状況がございます。

そういった中で、やはり議員言われましたように、まずその境界ですね、境界の部分では国としてはその集約化という部分を進めていく中で、国土交通省の補助事業を使って、境界確認をする補助事業がございますが、そういったものを使ってやってくださいと。あと、先ほど言いました森林環境譲与税の一部も充てられますよという形でのQアンドAといいますか、簡単なそういったものがございます。そういった形で、経費としてはそういうのを見てくださいというところでございます。

また、労働力といいますか、その境界確認からその後の森林管理において、これをどのくらいの面積が実際に市町村に委ねられてくるのかというのが、ちょっと不明確ではございますが、そういった部分で、大規模な林業経営体が、受け手がどれだけあるのか、それから、市町村に管理を任された場合、そういった労働力を、森林組合を含めどの部分に管理を委ねていくのかというのは非常に私も心配しているところで、これ労働力の問題としても非常に

厳しい状況かなというのを感じておるところでございます。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

今の課長の答弁にありますように、やはり行政側としては森林組合あたりをお願いするしかないだろうということでもあります。森林組合を振り返ると、やはりどうしても後継者なり人手不足ということも申されております。

ただ、そこで考えられるのは、荒廃森林整備事業ですか、あれが多分今年度、平成30年度は大分減るかと思えます。そういった面で、人手の分散においてはそういった面も少し可能な面もありますけれども、やはりそれでも、八女市の山林の3分の1は大体そういった人手のかかっている森林ということでもありますので、私はなかなか厳しいんじゃないだろうかと捉えております。

そういった中で、ずっと読んでいきますと、まだ確定というか、法案は出されたけれどもということですが、これが例えば八女市だけでできない場合は、近隣の市町村、要するにここでいうならば広川とか筑後とか、みやまあたりになりますけれども、そこら辺と協議会をつくって、その中での運営も可能であるということも出ております。それについてはどう考えられますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

その点に、広域的な取り組みと申しますか、市町村が広域的に協力し合ってやっていくというのは確かにこの法制度の中で、そういうこともできますよということを示されておりますが、現実問題として、近隣市町村でいきますと、例えば八女市、広川町、筑後、みやまとか、そこらあたりがございしますが、どうしてもこれが、一番森林が多いのはもう議員も御存じのとおり八女市でございます。そういった中で、特に八女市の場合は合併当時から林業振興課という課を設けてやっておりますが、ほかの市町村はそういった林業を専門にする課がない状況でございます。どうしてもこれは協力をするにしても八女市が主導をとっていかなければならないという状況は出てくると思えます。そういった中で、もちろんそういった近隣町村との連携というの、協議会をつくったりとか視野に入れていきますけれども、現状としてはまだ明確にちょっとお答えできる状況ではございません。

以上でございます。

○17番（樋口良夫君）

今度のこの法案に対して別の視点から考えますと、今、本市において、バイオマス関係において協議会をつくって進められてきております。その面を考えれば、本当にそういった木材チップも手に入りやすいと、大体、予定数に対してそれぐらいの量が入ってくるだろうと思えますけれども、これが懸念されることとしてまたあります。特に、これが過剰な伐採に

よって、とにかく採算が合うだろうという、山林に対して過剰な伐採によって山林が山肌になると、そうするとそれで土砂崩れを誘引して大災害を起こす危険性も含んでおります。

そしてまた、管理を委託された事業者が、伐採後、再造林をしないと。特に苗木の問題等もありますし、また受け手がどういった形としてそれを事業に結びつけるとかもありますけれども、再造林をしないまま撤退する場合も考えられます。

その点、副市長にお伺いいたしますけれども、そういったことを想定した場合、どうお考えなのか。特に災害あたりを誘引することも十分あり得ますので、八女市においては平成24年災害でそれを経験もしてきておりますし、そういった面に対してどういったふうな形でそれを捉えられるのか。

それと、市町村が管理を請け負った場合、例えばA、B、C、Dという山林があったとしますと、今年度A、Bがいろいろ事業をしたと。C、Dがまだ受けているけれども管理していないとき、例えば、災害によって山崩れを起こして人災にもつながったといったことも心配されると思うんですよ。それで、その管理責任はどこにあるかとか。特に民間より行政が請け負った場合は、その面が裁判によっても意外と管理責任というのは市町村に来ることが十分予想されます。そういった面を含めて、副市長としてはどうお考えなのか、お伺いいたします。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

災害の関係のその前に、こういう森林経営管理法ができたということで、新たな森林管理システムということでございまして、今、議員がおっしゃるようないろんな課題、問題点が概要を察するとそういったもろもろが出てくると思います。私どももそういう概要を見れば、議員以上にいろんな財政面の問題、災害だけじゃなくて、いろんな人的体制、内部も外部もですね、そういったものがかかってくるかと必然的に経費がかかってくるということでございまして、そういった詳細が、先ほど課長が言うておりましたように、まだ出てきていない、説明会もないということでございまして、これについては、確かに管理していないところを市が管理するというところでございまして、まだその土地が寄附なのか何なのか、単なる立ち木だけを管理しなければならないのか、当然、土地まで管理せんといかんようなところも出てくるわけですね、現実的には。そういったもろもろを考えますと、やっぱりこの予算の問題が一番、経費の問題が出てきます。だから、先ほどの災害の責任の所在の話も含めて、ちょっとこれについては、こと細かく国のほうに聞いてみないと、まず市のほうで広域的な森林がいっぱいあるところ、八女市以外にでも。そういった自治体もかなり心配してあると思います、この問題はですね。よって、こと細かく課題、問題点を出して、そして早急にこれについてはどうするのか、これについてはどうしなければならないのかというのを、明確

に出してから対応させていただきたい、そしてそれに伴っては、国のほうに要望するということになると思います。

以上です。

○17番（樋口良夫君）

今、副市長のほうから答弁をいただいたわけであります。

以前、特に戦後は拡大造林が行われていた時分は、物すごく山林に対しての経済性がありまして、とにかく皆さん方、例えば退職された方もその退職金を投資しながら山を買われていたという経緯もあります。

しかし最近、今の現況を見ていきますと、全く山林そのものが経済性がないということで、特に2世代、3世代、要するに後の後継者あたりは山に対して何の価値観も持っていませんし、そういった中で今回の管理法ができました。今度は管理法ができたら、多分森林所有者も、ああ、これはもう自治体なら心配ないばいと、市町村なら心配ないということで投げかけられる場合があるかと思えます。

そういった場合をこうしながら最後にお伺いいたしますけれども、今回の管理法であります、来年度から、どういった名前になるかもわかりませんが、森林環境譲与税あたりを用いながら実施ということでありまして、市町村にとって不安視される実効性に乏しい法案だと私は認識をしております。

この法案は、これだけの一大改革でありますので、本来ならば国会のほうでしっかり審議をしながら、その中で法案を通すにもそれは必要でありますけれども、今回の国会が森友問題とかいろんな、本来国会のほうがちよっとずれるような形がありまして、そういった本当に重要な法案でもありながら審議が十分にされなかったという経緯もあります。

それで、こういった疑問に思う面を、やはりこの地方から持ち上げて積み上げながら、例えば、全国市長会等でそういった地域の思いというのを――なかなか、どうしても市町村においては、国から下りてきたものに対して疑義は申されにくいかと思いますけれども、こういったのが市民から上がってきているんだ、こういう言葉が国民から上がってきているんだということを積み上げながら、しっかり全国市長会等で発言していただけたらと思います。その点、市長最後にどうでしょうか。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

九州市長会、あるいは県の市長会、全国市長会においても、この問題は重要な問題であります、おっしゃるように具体的な、まだ森林環境譲与税の財源をどう用途を考えるのかですね。それから今の雇用の問題、議員おっしゃいました、これ非常に難しい問題です。この雇用の問題も実は市町村に譲渡された分については財源の確保が必要になってくる。財源の

確保の前に、人が集まるかという、林業労働者を集めることができるのかという問題も大きなこれは問題で、国は制度として決めただけでも、じゃ現場はそれだけの働く人ができるのかどうか、そしてその国プラス地方の財源をどうしていくのか、このことが非常に大きな課題として、当然これは全国市長会、あるいは九州市長会、あるいは県の市長会でも国に対する要望をしておるつもりでございますので。特に、これから森林を所有する地方自治体でやっぱり連携をとってやらないと、ただ市長会だけで対応してもなかなか、議員おっしゃるように思うようにいかない。やはりそれなりの悩んでいる、苦しんでいる自治体が結束してやらないとできないことではないかと思っていますので、そういう面では八女市も、私どももしっかり意見を述べ、これから取り組んでいかなきゃならんと、国に対しても要望を出していかなきゃいかんと考えておりますので、議員おっしゃるように非常に難しい問題ですけども、しかし国の方針でありますからやっっていかがるを得ない。それをどううまくこなすことができるのか、時間もかかると思います、財源も要ります。こういうことになるだろうと思いますので、十分検討をしていきたいと、特に福岡県の中でも八女はすばらしい杉、ヒノキの林業地帯、生産地帯でありますから、やはりこの林業の問題については積極的に取り組んでいかなきゃならんと考えております。

○17番（樋口良夫君）

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

17番樋口良夫議員の質問を終わります。

午後1時半まで休憩します。

午後0時25分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

6番小川栄一議員の質問を許します。

○6番（小川栄一君）

6番小川栄一です。本日お聞きするのは、地域公共交通網形成計画についてと公立病院についての2点です。

まず、公共交通網の件ですが、3月に計画ができ上がりまして手元にありますけれども、冊子になって示されております。一応これに目を通させていただいた上で幾つか疑問に思うところがあるので、お聞きしたいと思います。

詳細については答弁をお聞きしてからお尋ねすることにいたしまして、1つ端的な言い方ですけど、矢部の宮ノ尾に住んでいる方が、公立八女総合病院にかかりたいと思われたとき

に、まずふる里タクシーで宮ノ尾のバス停まで行きます。宮ノ尾から堀川バスを使って福島、そして公立八女総合病院まで来ます。そうすると、運賃が1,500円かかります。往復で3千円です。時間もおおよそですけども、住んでいらっしゃるところから見れば片道1時間半ぐらいはかかるんじゃないかと思います。そういう中でダイヤも非常に少なく、極端に言うと、公立八女総合病院で診察を受けるためだけで丸一日かかることになります。さらに3千円の旅費がかかります。

こういうことが八女市内で実際起きているわけですけども、そのあたりを解消しなければ、交通体系網の整備にはならないと思っています。非常に極端な例でありますけど、それが1つですね。

それと、交通網形成計画を読んでいる中で、ほかの計画との関連性がうたわれていますが、その中で上位計画というのは第4次八女市の総合計画が上位計画であり、ほかのさまざまな計画は関連計画であるということで書いてありますが、ここで都市計画のマスタープランが実は抜けているのではないかと思うわけです。この点をまずはお尋ねをして、そこから先は質問席からお尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、公立病院についてですが、こちらのほうは3月議会で近隣の首長さんとお話をしたいと、するということで御答弁いただいておりますので、そこから3カ月ほどたっておりますので、その間、どういう動きをされたのか、そこを中心にお尋ねをしたいと思います。

あとは答弁を受けて質問席から御質問差し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○市長（三田村統之君）

6番小川栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

地域公共交通網形成計画についてでございます。公共交通の定義は何かということでございます。

不特定多数の人々が利用する交通機関ということですが、今後の高齢化社会の進行や活力あるまちづくりにとって重要な要素であると考えております。

次に、「第4次八女市総合計画後期基本計画」に基づくところがあるが、どう基づいているのかという御質問でございます。

第4次八女市総合計画後期基本計画のうち、暮らしを支える道路交通が発達したまちをつくるという基本施策に基づき、交通体系の整備に関する基本計画を作成することとしております。

「他分野のまちづくり」との連携の具体例はというお尋ねでございます。

網形成計画と同時期に策定された第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、ふる里タクシーなどの公共交通の利便性向上や福祉有償運送の取り組みなどについて、

関連部署が連携していくこととしており、昨年度から関連部署間の協議を行っています。

次に、民間交通事業者との連携の現状はというお尋ねでございます。

間近の事例では高齢者運転免許証自主返納支援事業において、ふる里タクシーに加え一般タクシー事業者にも御協力をいただき、一般タクシーでも利用できるチケットを配付しております。

次に、民間企業との連携の現状と今後の計画についてでございます。

本市の財政状況や市内の交通事業者の状況を考慮すると、今後、多様化する交通移動ニーズには十分応えることが困難になると予想されます。まだ具体的な計画はございませんが、民間企業で実施されているような輸送サービスのあり方の検討も行いながら、利便性を確保していく必要があると考えております。

次に、公立病院についてでございます。3月議会以降の進捗状況はという御質問でございます。

公立八女総合病院は、これまで長年地域医療の中心拠点として、住民の生命を守る医療の提供を担ってまいりました。将来の人口減少や高齢化の問題を鑑みて、また、市民が健康に暮らしていくためにも、医療の確保は必要であり、広大な中山間地域の拠点病院として必要な医療機関であると認識しております。さきの3月議会で筑後市との協議の場を持ちたいと答弁しておりますけれども、結論にはもちろん至っておりません。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

まず、上位計画との関係からちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、今の答弁の中に、総合計画の中に、どこに住んでいても安全に安心して暮らすことのできる生活基盤の整備、これをもちろん頭に置いてこの計画をつくられたこととは思いますが、この計画書の32ページの下のほうにわざわざ注を設けて書いてあるんですが、ちょっとそのまま読みますけど、「現都市計画マスタープランは平成17年3月の策定であり、その後合併があり大きく状況が変化しているため、上位・関連計画としての整理は行っていない」とあります。もう図らずも、ここで計画を練られた方たちが非常に苦勞をされたんじゃないかという一端がここに見えています。

総合計画はあるけれども、マスタープランができていない。マスタープランができていない中で交通網の形成の計画が実際できるのかどうか。そこからまず、お答えいただけませんか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

御指摘の都市計画マスタープランでございますけれども、この計画の扱いにつきましては

法律の中にも明記がございまして、いわゆる網形成計画を策定する場合は調和するように策定しなさいということがございます。

ただ、これは国の計画策定の手引の中でも明記がございすけれども、実際、策定から時間が経過していたり、実態と乖離していた場合は、そのことを注意書きすることで形成計画はつくることができるということがございますので、その指示に従って策定したものでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

上位計画としてマスタープランがあるけれども、ないからそれはもう考えずにやったということで理解してよろしいですね。ということは、今度はもう都市計画の話になるのかもしれませんが、平成17年から今日に至るまで、都市計画のマスタープランがなぜできなかったかということ、ここを1つお尋ねしておきたいと思います。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

現都市計画マスタープランにつきましては、平成17年の3月に先ほど申しましたとおり、策定をしております。15年から20年後の中長期的な都市の将来像を示したものでございます。合併等もございまして、大きく状況が変化しているところは認識しているところでございます。

第4次八女市総合計画の後期基本計画の中で、都市基盤づくりの施策の見解方針といたしまして明記しておりますけれども、現行の都市計画マスタープランにつきましては目標年度を平成32年度に設定しているところでございます。

本年度より、都市計画マスタープランの見直しとあわせまして、立地適正化計画の策定を行う予定にしております。その中で公共交通網形成計画の策定等、関連する計画等の相互に調整をいたしまして、関係部署と協議を行っていきながら、将来の八女市像、都市像の実現に向けて計画を策定したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

平成17年にマスタープランができて、終点が平成32年ということですね。平成32年だから途中での改定などはなかったと。途中で合併などもあって、八女市の状況は相当変わっていますよね。今のお話の中で、ことしからかかるということですけど、交通網に合わせてマスタープランをつくるみたいな形になりませんか。ここまでちょっとお尋ねして、交通問題に戻りたいと思います。

○都市計画課長（原 寿之君）

この都市計画のマスタープランにつきましては、公共交通網の形成計画との整合だけじゃなくて、あらゆる施策という関連を見据えて計画を策定するものでございますので、密接な関係はございますけれども、まだ幅広い施策と調整を図りながら進めていく予定でございます。

○6番（小川栄一君）

交通網の件で1つですね。読んでいますとね、ふる里タクシーのこともそうですけれども、エリアを策定してあります。11ありますね。そのエリアの中で日常生活が完結できる方向で立ててあるのかなと思いますが、そこはどうでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

そうですね、市内に幾つか生活圏という呼び方でエリアを設定しておりますので、本市の例えば広大な面積でありますとか、その大半を山間部が占めるといった状況がございますので、市内の中に幾つかのそういう生活圏をつくった上で、その中の移動を保障するものがふる里タクシーということでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

そのエリアの中で日常生活の用事を足して、それを保障するという意味でエリアを設定して交通網をつくっているということであれば、極端に言ったら、先ほど言いましたけど、公立八女総合病院にかかりたいといったときに、さっき言ったような形でしかなかなか出てくることができないわけですよね。じゃ、なぜ公立八女総合病院まで来るかと言ったら、そのエリアで完結できないから移動が出てくるわけですね。ということになると、今おっしゃっているエリアの中で完結させるような形で持っていくので、その中での交通網を整備すると。それと少し矛盾が出ませんか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

完結という言葉も一つの使い方だと思いますけれども、私どもの交通体系の基本形といたしましては、エリアの中の移動と、そしてそのエリア間を結ぶ幹線路線バスという、そして、その路線バスは広域の移動機関である、例えば高速道路でありますとか鉄道といったところにつながっておりますので、そこから出られないという意味で完結といったところは少し捉え方が違うと思いますが。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

よく意味がわからなかったんですけど、端的に言って、今、ふる里タクシーが動いているエリアの中で日常生活のことが全てできるかどうか、どうお考えになっているかを教えてく

ださい。その中でやってしまってくださいと思っているのか、やれるとあっていらっしゃるのか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

もちろん、先ほど事例に挙げていただいた、例えば矢部地区のことをございますけれども、地域でやっぱりある程度の福祉医療体制でありますとか、そういったことが整備されておることが一つ前提となりますけれども、現状においては通院でありますとか買い物といったもの、おっしゃるように完全ではございませんけれども、まず、まだ日常生活圏としてはエリアを残していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

多分、苦しい答弁になる原因は、要するに八女市全体を見たときに、どういう形にするかというビジョンが示されていないので、その場その場での適用を考えていらっしゃるので難しくなっているように私は理解するんですね。例えば、エリアの中で日常生活が営めると考えたときには、当然、医療とか、それから行政の支所、学校なども含めて、エリア、エリアに一つの中心点がないとできないですよ。それがなくなるとかかわらず、エリアを設定してその中だけで動き回る。これは非常に不合理な感じがしますね。

冒頭言いましたように、公立八女総合病院を目指して来るのに、さっきの方法か、あとはふる里タクシーを乗り継いでくるのか、あとは誰か家の人か親戚の人に連れてきてもらうのか、そういう方法しかないですよ。そういうことが普通に日常的にできるような形にするのが、本当の意味での交通体系網の形成ではないかと私は考えます。

現状で見ると、その両方とも、要するにエリアの中でも完結していない。じゃ、全体で見たとときに、何かあったときは公立八女総合病院に来てください、本庁に来てください、そういうことであつたとしても、じゃ、そこまでどうやって行くのか。それすら保障されていない。両方とも保障されていない状況が今だと思います。多分これは、先ほどの話ではないですけれども、原因は八女市全体をどういう形に持っていきたいかというマスタープランができていないから、その場その場の対応しかできていないと私は思いますが、いかがでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

もうこれは交通の分野に限ったところをございまして、ふる里タクシーの運行エリアのお話でございますけれども、基本的にエリアを出てはいけない——出てはいけないというか、エリア間の移動を禁止しているというか、できなくしている。前提としては、やはり先ほど

例示されました医療機関でございますとか、役場の支所でございますとか、学校といった必要最低限の生活機能というのは確認した上でのエリアでございますので、ただただ、おっしゃっているように、人口の減少とか高齢化で、例えばエリア内にそれまであった大きなスーパー等が撤退したり、商店が少なくなっていた。そういった変化は確かにございますけれども、この網計画が前提としているエリアとしては、まだまだ最小限のものはそろえていると考えております。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

最低限のものをそろえていると、今、言い切られましたよね。もし、それであればエリア間の移動は要らないわけでしょう。ここから次のエリアに行きたい、さらにその先のエリアまで行きたいからといって、ここに非常に詳細なアンケートをとっていらっしゃいますけれども、そこが一番問題だと市民は思っているわけですよ。そこはどんなふうに考えられますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

例えば、先ほどの矢部地区の件でございますけれども、矢部村にも診療機関はございますので、そこでまず診療していただくこともできますし、例示していただいた例が公立八女総合病院での診療ということであれば、もう少し大きな規模の病院での対応が必要であったり、個々の利用者の方の御都合というのもあると思います。通勤通学もしかりでございますけれども、どちらにお勤めになるかといったところが通勤距離の移動距離と関係してくるのかなと思っておりますので、その地域のいわゆる生活保障レベルとはまた違う議論になるかと考えます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

生活レベルの違いは違う問題になると今おっしゃった、その意味を教えてください。

○地域振興課長（平 武文君）

その地域にある、いわゆる生活に必要な機能のレベルと、そこにお住まいで、その方がどういう病院に行かれるのか、どういう学校に行かれるのか、どういうところにお勤めになるのかというところは同じには語れない。個人の都合といったものがその要素には入ってくるのではないかという意味でございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

簡単に言うと、そのエリアでできなかつたらほかのところに行ってよという話ですよ。

違いますか。そのエリアでできないことがあったら、じゃ、福島まで出ておいでと。学校もそこになかったら中心部に出ておいで、筑後市に行きなさい、久留米に行きなさいという意味ですよ。そんなふうに捉えていいですか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

そのエリアで達成できない医療レベルでありますとか、学校とか勤務地、そういったところで、そのエリアで充足できない場合はそのエリア外ということになると思います。

○6番（小川栄一君）

ということになってくると、やっぱりエリアを設けて、その中だけで何とかしなさいよという考え方自体に無理があると思うんですよ。もし、そういうことを目指してあるのであれば、その中で完結するように医療機関から全部そろえる必要がありますよね。それがなかなかそちらの方向に行っていないのであれば、全体的なところで交通網を考えるべきですよ。言っている意味がわかりますかね。だから、市の方針として、市のビジョンとして、どういうまちづくりをするかというところがはっきり決まっていなくて、マスタープランもできていない今、交通網のことをいろいろ言っても、結局、現状を何とかするというだけの話であって、これから先、八女市がどういう方向に行くかという方向性は何も示されていないと私は考えるわけです。

ですから、さっき言ったように、マスタープランが平成17年度から平成32年为目标としてされたということで今動いているだろうけど、何かマスタープランそのものも形骸化しているんじゃないか。もっと言えば第4次総合計画すら、ちょっと考えにくくなっているんじゃないかと私は思いますけど、そのあたりはどうですか。

○建設経済部長（松延久良君）

都市計画マスタープランの点から申し上げますと、先ほど課長が申し上げましたとおり、本年度から新しい市になりましてのマスタープランをつくり上げていくと、本年度から進めていくということになりますけれども、都市計画マスタープランにつきましては、一定の旧八女なり、黒木、立花という地域に限られてくるものでございますので、これは県の上位計画に沿って、詳細な市の計画を立てていくということになりますので、全体をこれは都市計画マスタープランが網羅していくものではないと認識もしております。ただ、そうは言いますが、さまざまな要素が含まれていきますので、全体を見つつ、この計画もつくり上げていくべきじゃないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

さっきのほうの話にはなるんですけど、ちょうど今、本庁舎の建てかえの話、それから後

ほど聞きます公立八女総合病院の話もあります。本庁舎はどこに建てるかとか、公立八女総合病院をどうするかということも含めて、これから先、八女市がどういうまちをつくるかという大きなところ、視点がないと、ほかの計画がなかなかついてこないような気がするんですね。もし、それができなければ、極端に言ったら、本庁舎はどこに置くのか、公立八女総合病院をどこに置くのか、そういう問題にもかかわってくるので、交通網一つだけの問題ではなくて、先ほどから言っていますように、将来的に八女市をどういう形のどういうまちにするのかという視点が抜けている今、いろんな計画をいろいろと立てても、なかなか矛盾ばかり生んでいきはしないかと思いますが、このあたりになってくると、最終的には全体のビジョンなどを示される市長のお考え次第だと思いますけれども、そのあたり、ここ5年、10年、どういうまちづくりになるのか、市長からお聞きできれば幸いです。

○市長（三田村統之君）

御承知のとおり、平成22年2月1日に合併をしました。それぞれの市町村でさまざまな課題があり、また、その課題の内容も違ったものがございました。マスタープラン、十分検討をしていかなきゃなりません。しかし、その前に、合併して、市民の皆さん方から、それぞれの地域から数多くの要望や改善策が今日まで出されてまいりました。

私たちは、まず第一にマスタープランをつくらなきゃなりませんし、十分検討していかなきゃならない。しかしながら、現実の皆さん方の今の声にどう対応していくのか。今の交通の問題も御質問のとおりでございますが、今の課題をまず解決をしていく努力が必要なんです。交通問題もそんな単純なものじゃございません。我々も専門家も含めて、あらゆる議員の皆さん方の意見も聞かせていただき、市民の声も聞かせていただき、そして、これからやるべきことを検討していかなきゃなりません。エリアを定めなくて、どうやってやっていくのか。それぞれの地域の特性をどう私たちは満たしていくことができるのか。声をです。

このことを考えたときに、まずは合併して数年強しかたちません。さまざまな課題が議会の皆さん方からも出されております。その課題を一日も早く解決をしていく努力をしていくのが現状の私たちの最大の任務であり、また同時にマスタープランもその基盤に立って、現実立ったマスタープランでないと、ただ理想的なことだけを捉えてマスタープランをつくっても意味がない。やはり八女は八女のさまざまな課題、地域の課題やら、あるいは経済全体の内容、それぞれの課題をまず認識し、解決をしながら次のステップに行くことが、今、私は大事だろうと思っております。

交通網の問題につきましても、決して八女はおくれていると私は思っております。むしろ他の中山間地を持つ合併市町村に比べたら、進んでいると思います。まだまだ十分じゃないかもしれない。今、議員おっしゃるような声は私の市長へのはがきでも来ます。現実もよく私自身としては理解をしているつもりでございますので、これからはしっかり次の世代を

担う若い方々が八女に残って頑張っていけるような、そういう地域社会を構築することが大事だと思っておりますし、マスタープランももちろん必要、しかし現実の課題を解決することも必要であり、むしろそのことが今は優先している状況にあります。

○6番（小川栄一君）

現実問題とおっしゃいましたので、現実的な話からちょっとお尋ねしますが、エリアが11あって、立花、いわゆる白木、迎春、八女は一つのエリアとして動いてもいいよ、黒木の中は幾つかエリアが分かれているけれども、その中では動いてもいいということも書いてありました。少しずつエリアが広がっているような気はしますが、このエリアを、何度も言いますが、一番遠くの人から見たときに、八女の中心地まで来るのになかなか大変な状況が今あるわけですが、これを読んでいるうちは、こういうのは何か解決方法として、ふる里タクシーと路線バスを利用して、そのあたりを何とかするんだという方針ですね。であれば、路線バスの本数をふやすとか、その辺の話とか、それから、遠距離から、例えば病院までお見えになるんだったら割引を少し目的別に考えると、何かそういう具体的な現実的な問題として解決する方法はあると思うんですけど、そのあたりはどんなふうにお考えですか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

今回の網形成計画の中にも、1つは目標を達成するための施策ということで具体的な施策を記述させていただいております。そこをちょっと拾いながら御説明させていただきますと、質問関連で申し上げますと、例えばバスの待ち合い環境を改善したり、御自宅から路線バスのバス停までのアクセスを確保したり、それと御指摘ありましたけれども、ふる里タクシーとの乗り継ぎを改善するという意味で、例えば乗り継ぎ拠点の整備でありますとか、ダイヤの調整、これはお互いになると思いますけれども、円滑に乗り継ぎができるようにダイヤを調整する。それと、運賃のほうももう少し路線バスを御利用いただきたいということで、運賃の改定についてもここで検討を盛り込んでおります。

そしてまた、八女市中心市街地のいわゆる回遊ルートというか、収容施設を回るルート等も検討の項目に入れておりますので、なるべく少ない御負担、それは経済的にも体力的にも少ない御負担で矢部から福島地区に移動できるように、我々も努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

一例ですけど、久留米とか福岡などの病院によっては、その病院と例えば駅、JRとかそういうところとの間のシャトルバスを走らせたりとか、必ず通院しなければならない人のところには、いわゆる介護施設ではありませんけれども、迎えに行くことも現実にやっている

ところも出てきています。例えば、八女に引き戻して考えたときに、このアンケートを見ていると、ふる里タクシーの利用の中で大半の方がやっぱり医療ですね。その中でもやっぱり福島地区の大きな公立八女総合病院、ほかにも2つ、救急病院が全部で3つあると思いますけど、主にそのあたりを目指して見えている方がいらっしゃる。これはもう明らかですね。であれば、現実、そういう方がいらっしゃるわけですから、今言ったように、医療関係だけでバスを動かすとか、それに関しては、それによって利益を得るといったらちょっとおかしくなるかもしれないけど、例えば病院とか、そういうところと提携、連携をしてバスを動かすとかという方法もあるんじゃないかなと思います。

それともう一つ言えば、例えば商業施設も目指す先として一番大きいわけですけど、具体的なお店の名前を出すわけにいかないの、八女の福島地区、それから黒木地区には大きなマーケットがあります。だから、例えばそこの経営をやっているところと話をして、そこに来るんだったら、いわゆる買い物バスを出すという考え方もあると思います。実際やっているところが、全国見れば多数あります。そういう働きかけも一つの交通網を整備していく中で、行政だけでいろいろとやるわけではなくて、民間の業者とか民間の交通業者などの力を得てやっていく方法が実際開けると思うんですね。そのあたりの連携などのお考えはどんなふうでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

今回の計画策定に当たっての一つここで指す公共交通機関の枠組みという中では、国のほうでも病院の患者の送迎でございますとか、福祉施設の送迎、そしてスクールバス、企業の送迎バス、商業施設の送迎バスとあって、ここまで含めて構いませんよということでございますが、ちょっと私どもこの部分の知見と申しますか、市内の状況というのは完全に把握しておりませんでしたので、今回の計画策定の枠の中には盛り込めてはおりませんけれども、ただいま御提案いただきましたように、人も減っていく、財政的にも苦しくなるといった状況の中で、このような移動手段というのは重要な交通資源と考えておりますので、今後、調査を進めて、ぜひ連携して市民の皆さんの円滑な移動といったものの一助にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

交通網の話で遠隔地ばかりの話をしていますが、実は福島地区もある意味、非常に大変なところなんですね。おひとり暮らしの家庭が相当数あります。当然、車があるところ、ないところあるんでしょうけど、お年寄りが大きな買い物袋をさげて、中にはそれこそ地にするような形で買い物帰りに通りがかられることをよく見ることがありますけれども、福島の

中を考えたときにも、例えば自宅からちょっと離れたところのスーパーマーケットなり家電の量販店とかありますけど、そこに行くのも本当に大変な思いをしている方もいらっしゃるわけですね。

そういう小回りのきいた交通を何とか確保しようとする、なかなか路線バスとふる里タクシーだけでは賄いきれないところが出てくると思うんですね。そういうときに、やはり地元のそういう商業者、それから商工業者、例えば商工会議所などとも連携をとって、例えば福島の中をぐるぐると買い物のシャトルバスを回すとか、そういうこともそう難しい話じゃないような気がするんですね。ですから、例えば自分のところに寄ってくれるお客さんだったら運賃は要らないとか、運賃を少しもらうけれども、どこでおいてもいい、どこで買っていいという形とか、いろいろ考えられると思いますけれども、そういう形で民間との連携、協働も考えていかないと、なかなか行政の限られた予算の中だけでは解決できない問題がどんどんふえてくると思います。そのあたりは、もう積極的に持ちかけられて先に進めたらどうかと私は思います。

ここで計画ができていますけれども、後ろのほうで見ると計画の年が、まさに今年が起点になっているんですね。そして、5年計画と思います。最初の1年間でほとんどの項目が調査とか現状把握とか、そういうことで1年を通して終わっているんですよ。1年もかけて調査をして、それからやっと2年目から着手をして、最終的には5年かかるということであれば、本当に今、さっき市長おっしゃったけど、現実に関心している人たちの問題を解決してあげるためには、5年計画でもやっぱり長過ぎるんですね。だからもう、それこそあしたからでもできることがあったら、次々にやっていただくようなおつもりで取りかかっていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

計画書のスケジュールのところでは大半の施策が初年度検討ということで整理させていただいておりますけれども、この理由といたしましては、例えば予算取りでございますとか、事業間の調整でありますとか、ただいま御提案いただいた内容からすると、相手方も御理解、御協力といったものをお願いしなければなりませんので、一定準備期間、調整期間というのは必要であると思っておりますけれども、なるべく前倒しで円滑にできるような事例がございましたらば、それは積極的に対応してまいりたいと考えます。

○6番（小川栄一君）

公共交通の定義のところ、不特定多数の方の御利用だということですよ。ということであれば、タクシーは当然公共交通に入るんだと思いますけど、この中ではほとんど触れていないですよ。八女地区には地域としては相当数多くのタクシーの業者さんいらっしゃる

ます。実際、バスもふる里タクシーも動いていない土日、それから夜間はタクシーに頼らざるを得ないところが大きく出てきます。そこの連携、そこの関係がここには何もうたわられていませんが、どうお考えでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

タクシーにつきましては、御指摘のように、この計画の中でもいわゆる八女市の公共交通機関として枠組みに入れさせていただいております。タクシーはやっぱり緊急な用事とか夜間の対応といったところで、非常にありがたい存在でございますし、実際、市の施策の中でも、例えば今般開始されました免許の返納促進事業においても、一般タクシーの御協力をいただいておりますし、また福祉部門の外出支援等でも御協力をいただいている実績がございますので、タクシーにつきましても、八女市の貴重な交通資源といったところで果たしているところでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

タクシー業者の方と行政が連携する、タイアップするという可能性としてはどこか、お考えになってますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

いえ、特定の業者さんとの制度設計というのは進めておりません。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

これから先の公共交通網の中にタクシーは当然入っているという御答弁でしたけど、具体的な話は何もしていないと。将来的にも全然その辺は計画に入りませんか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

他団体の施策の状況とかを拝見いたしますと、例えばある団体ではタクシーの定期券を発行されていたりといったところで、タクシーを積極的に交通施策の中にやっぱり取り込んでいらっしゃる事例がございます。

また、八女市の事例といたしましても、特に要望として我々がお聞きするのは、八女インターから八女市外までがなかなか円滑じゃないといった御相談もございますので、ここは一つ路線バスの区間でございますので、そちらとの調節という配慮も必要でございますけれども、この辺でできればタクシー利用といったところも考え合わせて、円滑な移動ということを考えてあります。もちろん事業間の調整でございますとか、財政、コストの問題もござい

ますので、慎重な検討は必要でございますけれども、ぜひ交通施策の中にタクシーというのは取り組みをさせていただきたいと考えているところです。

以上です。

○6番（小川栄一君）

この計画を読んでいるうちに、もう一つ疑問に思ったのが、八女市から要するに北に向かう、久留米、福岡、こちらのほうは非常に視野に入れていらっしゃるんですが、例えば南、熊本とかそちらのほうとの関係が、やっぱりこの計画の中には余り入っていないですね。ただ、現実問題として、八女市から熊本方面に通っている学生生徒も相当数いらっしゃいます。それから、仕事の面で熊本、もっと言えば、その先あたりまで通っている方もいらっしゃると思っています。その辺の計画といいますか、その辺に対する何か対策というか、そのあたりがここには何も見えていないんですね。ですから、久留米、福岡のほうに行くことは非常に、だんだん便利になるんでしょうけど、逆にそれ以外の方向のところに行くことがだんだん狭められていくような気がします。特に熊本、すぐお隣の大きな都市ですが、博多と余り変わらないぐらいの距離にある大都市です。ここの関係で、市民も相当数の方が関係を持っている方がいらっしゃるとお聞きしていますが、そのあたりの対策などは何か頭の中にありますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

特に交通施策の面で、行く先を限定して、行く先によって制度を変えるとといった制度はございませんけれども、やはり生活圏といたしましては、福岡都市圏、久留米都市圏、そして八女ということで、人の流れでありますとか、バスのダイヤでありますとか、そういったものは今御提示いただいている熊本に比べれば、北側、福岡、久留米方面のほうが量的に多いということでございますので、確かに私ども通学定期の補助制度等を設けておりますが、中に、やはり熊本方面で御利用いただいている学生さんも実際いらっしゃいますので、路線バスを使って、JR乗りかえで通っていらっしゃるのかなと拝察しておりますけれども、なるべく通学圏も広がっておりますので、福岡県のみならず熊本のほうにも負担が少なく通学できるように西鉄バス等にも要望等は続けているところでございます。

熊本方面に向かってはダイヤの量、ダイヤの数が1つ違うと。そういうことが大きな原因かと思っております。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

最後に、今に関連してですけど、高速バスの熊本方面のダイヤなども、もう一工夫していただくと、割と八女あたりから通うことができる。割と楽に行く方法ができるのではない

かと思いますので、そのあたりもぜひ西鉄などとも交渉していただいて、やっていただければと思いますが、これが交通網では最後の質問になりますけど、いかがでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

熊本への通学については、具体的な御要望も実際にいただいているところでございます。私も調査いたしましたところ、ちょうど学校の始業時に間に合う便というのが、これは西鉄高速バス株式会社のダイヤでございますけれども、博多と熊本のノンストップ便ということでございますので、ノンストップ便で八女だけ停車というのはなかなか難しいという回答をいただいているところでございますけれども、私もぜひ、通勤通学の環境の向上という意味では、福岡のみならず、南のほう、熊本もそのように進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き意見、要望というのは続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

この件でまとめたいになりますけど、やはり最初にお話をしましたけど、現実問題はもちろんありますけれども、将来、八女市がどういうまちになるのかというビジョンが早目に示されないと、どうしても矛盾点が出てきますので、交通体系のみならず、いろんな計画がなかなか先に進まないような気がしてなりません。ことしからマスタープランの策定にかかれるという都市計画課長のお話ですので、その辺、ぜひ将来を見据えていただいて、交通網も含めたところで、まちづくり全体像を早目に示していただきたいと要望を出しまして、この件に関しましては終わります。ありがとうございました。

次に、公立八女総合病院の件です。

ここに簡単に書いておりますけど、3月議会で同僚議員が御質問した際に、近く筑後の市長などと会って話をしたいということをおっしゃられましたけど、3月議会から3カ月ほどたちますけれども、その間の公立八女総合病院に関する交渉などの経緯、経過を教えてくださいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

公立八女総合病院の件につきましては、大変申しわけございませんが、現時点で内容についてお話をすることは差し控えたいと。と申しますのも、実は御承知のように、筑後市市長、おかわりになりました。筑後市立病院の状況をまだ十分把握されていないという部分もございまして、それと同時に、私のほうからも久留米大学の前学長とも実は2度ぐらい話をしております。この前学長というのは皆さんも御承知だと思いますが、筑後市立病院の顧問でもあります。前学長と話を——実はこれは統合に賛成の前学長でございますけれども、今後のことについていろいろ話はしておりますし、また、平城企業管理者とも連携しながら、これ

からの筑後市との統合については検討をしていきたい。

ただ、筑後市は筑後市で、それなりの我々が持つておるような課題、しかも今、重要な課題をお持ちになっているという話も聞きますし、そういう課題解決も優先していかなきゃいかんという状況にもあるようでございますので、いましばらく前学長と企業長に早く進めるように話はいたしておりません。ただ、話の内容については、結論が出るとか、そんな単純なものではございませんで、いろんな課題がお互いにあるんじゃないかなと思っていますので、今後、引き続き努力をしていきたいと考えております。

○6番（小川栄一君）

議会のほうでは、あり方検討委員会を開いた結論として、公の病院として、ぜひ支えていきたいという結論に至っておりますが、ほとんど同時ぐらいに検討されていまして執行部のほうの検討委員会のほうの答えといいますか、そのあたりは出ましたでしょうか。

○副市長（中園昌秀君）

お答えをいたします。

市内部のほうでも、公立八女総合病院のあり方についての検討委員会というのを立ち上げておりまして、この中でも議論をいたしました。市長のほうにも報告をいたしましたところでございますけれども、やはり病院の経営、それから医師の確保、八女市の地域の医療の関係、それから今まで公立八女総合病院が果たしてきた役割、そういったのを考えますと、統合が望ましいということで我々も判断をいたしましたところでございます。

したがって、今、市長のほうから答弁いただいておりますとおり、統合に向けてということで結論を出したところでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

よくわかりました。議会と同様の考え方ということですので、そちらのほうで進まれるということで私も理解してよろしいわけですね。そしたら、ぜひそういう方向で積極的に動いていただきたいと思います。

一番気になっているのは、建物そのものも非常に老朽化していて、耐震性の問題もあります。それから、企業長の御努力もあって患者数がふえていると聞いています。それに伴って、少しずつ赤字も解消していく方向ということで、そうなればなるだけ、ますます人が集まってくるわけですから、そういうのも踏まえると、そうゆっくりはできないなという気がするわけですね。特に建物問題もあって、だから、方向性としてそういうことである程度議会のほうも執行部のほうも定まったのであれば、あとはもうその方向に力強く進めていただくということだろうと思いますので、ぜひそういうことも踏まえていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

きょうは以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

6番小川栄一議員の質問を終わります。

2時45分まで休憩します。

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

7番石橋義博議員の質問を許します。

○7番（石橋義博君）

皆さんお疲れさまでございます。最終日の最後の質問者となりました。眠気の覚めるようなさわやかな質問にしてみたいと思いますので、いましばらくおつき合いのほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、きょうの私の質問は、今現在、市民の方々にとって聞きたいこと、気になることの4点について、現在の状況と今後の執行部の対応についてお聞きしてみたいと思っております。

1点目は公園整備についての進捗と対応、2点目はふるさと支援寄附金の現状と今後の展開、3点目は前古賀工業団地の進捗状況と今後の展開、また、4点目は公立八女総合病院についての将来への捉え方、以上4点であります。これらは、よく私に市民の方々からお尋ねや苦言をいただくことでありますから、市民の方々に伝わりやすい御答弁をお願ひいたしたいと思ひます。

あとは質問席にて質問をさせていただきます。

○市長（三田村統之君）

7番石橋義博議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、公園整備事業の進捗状況についてでございます。

本市内には、主な公園として都市公園が6カ所、市民公園が13カ所、合わせて19カ所に点在しております。都市公園においては、福岡県福祉のまちづくり条例及び八女市都市公園条例に基づいて、順次公園施設等の改修を進めております。今後も引き続き利用者の利便性の向上と、多くの市民の皆様に憩いの場として利用される公園整備に努めてまいります。

次に、ふるさと支援寄附金の現状についてでございます。

ふるさと支援寄附金の現状の中で、御歳暮用商品としての成果はどうだったのかという御質問でございます。これにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

平成29年度ふるさと支援寄附金の総額は、前年度より約1億円増加し、219,000千円の御

寄附をいただいたところでございます。特に平成29年度より新たに追加しました年末期間限定のお礼の品に対しましては、約2,000件の申し込みがあり、84,000千円の御寄附をいただくことができましたので、一定の成果があったものと考えております。

次に、3番目でございますが、前古賀工業団地の進捗状況と今後の展開についてでございます。

前古賀地区工業団地造成事業につきましては、平成29年11月に地権者及び関係者の方々に集まりをいただき事業説明会を実施し、その後、全ての地権者及び地権者代表の方から、事業着手に対する同意、計画地への立ち入り承諾をいただいたところでございます。

今後の予定といたしましては、計画地の測量や造成の基本設計、用地の確保など地権者の御協力をいただきながら、前古賀工業団地の早期実現に向けて今後とも事業の推進に努力してまいります。

最後に、公立八女総合病院の今後の運営におけるビジョンを市としてはどう考えているのかという御質問でございます。

公立八女総合病院は、これまで長年地域医療の中心拠点として住民の生命を守る医療の提供を担ってまいりました。将来の人口減少や高齢化の問題、また、市民が健康に暮らしていくためにも医療の確保は必要であり、広大な中山間地を抱える地域の拠点病院として必要な医療機関であると認識をしております。

以上、御答弁申し上げます。

○7番（石橋義博君）

公園整備事業についてまずお尋ねいたします。

前回飛形公園の整備について聞いたと思いますけれども、どのような進捗状況になっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○立花支所長（中島 強君）

議員の質問は、9月の定例会の折に執行部が答弁をいたしました内容の進捗状況はということで質問があっていると思いますけれども、少しだけ確認をしながら答弁をしたいと思います。

そのときの答弁で、飛形公園は行政が設計をして、用意してぽんと公園をつくりました。はい、どうぞと、そういうような公園ではいけないと思うと。飛形公園からオレンジロードをおりれば、迎春のほうにおりれば国道3号があり道の駅がある。白木のほうにおりれば旧大内邸、夢たちばなビレッジ、旧白木小学校等、公共施設がたくさんある。そういう中で、地域の人たちと自分たちの地域をどうするのか、飛形山を初めとする自分たちのふるさとの公共施設や地域資源をどう生かすのかを協議し、地域振興をどうしていくのかということろまで踏み込んでじっくりと考えていきたいと思っているので、そのあたりはしっかりと時間

をかけていくところだと思っているという答弁をしたと思っております。

その答弁のとおり、9月の議会以降、地域に入りまして複数回たくさんのワークショップを開きました。そのほかに、公共施設を運営している人であるとか、そういった代表者の方たちと聞き取りを行いました。そのほかにも地域のまちづくりをしたいという団体が幾つかありますので、そういった団体に聞き取りをして、そういう地域をどうしていくのかをまず聞き取りをしながら、その中で公共施設をじゃ、どうしたら地域づくりができるということで、今、話し合いをしております。ただ、これについてはもっとたくさんの時間が欲しいと思っておりますので、今年度もそういったふうに聞き取りの時間を設ける計画を現在しております。十分地域に入って行って聞く場をつくって行って、立花のみならず八女市のシンボルであり八女市民が愛してやまない飛形山地をつくり上げていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○7番（石橋義博君）

ぜひお願いしたいと思います。ただ、長過ぎていつになるかわからないようでは困りますので、ある程度急いでいただいて、そしてまた、市民のために、まさにシンボルになるようにお願いしたいと思います。

それと同時に、本当に市のほうには河川、道路、インフラ整備には一生懸命予算を費やしていただいております。私が言いたいのは、八女市全体が整備されることによって活性化する、定住促進につながっていくと思っておりますから、こういう質問をしておるわけでございます。

それと、今度、矢部にもコテージをつくります。その中で、やはり宿泊をしていただくためにも、私も正月に八女津媛神社に参りました。大杉神社も時々参りますけれども、そういう矢部の現状もつぶさに教えていただいた上で、もう一回質問をしたいと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

○矢部支所長（木田博徳君）

お答えいたします。

まず八女津媛神社の周辺整備事業でございますけれども、八女津媛神社は平成31年に創建1300年の記念の年を迎えます。また、来年は5年に1度の浮立公開の年でもございますので、それに向けまして地元からの要望がございました。

内容につきましては、駐車場がないということで、毎年もみじ祭り等を開催されておりますけれども、駐車場の整備とトイレの整備を要望されておりましたので、今年度、測量設計の委託料をいただいているところでございます。これにつきましては、地元とも今年度に入りまして3回協議を行いまして、測量設計の発注に向けて、今、準備を進めているところでございます。

それから、大杣公園でございますけれども、大杣公園につきましては、公園の面積が1万970平米ございます。それとは別に宮内庁の管理の御陵墓がございますけれども、八女市で管理しておりますのは、その1万970平米と、その中に直会場が懸造りで延べ床面積が147平米。それから、便所がございますけれども、これにつきましては、公園の維持管理ですね、草刈りとかトイレの清掃を矢部地区内の業者に委託しております。管理につきましては年間40回、大体毎月3回から4回実施しているところでございますけれども、不十分なところもございますので、今年度またいただいている予算の中で十分整備、管理はしていきたいと思っております。

それから、草刈りとか植木の剪定でございますけれども、これもツツジの剪定を年1回、花後に実施しております。それから、草刈り作業については年3回実施しているところでございますけれども、これも業者に委託してある分もございますけれども、そのほかにロータリークラブのボランティアであるとか地元の老人クラブのボランティアにさせていただいておる面もございまして、そういうところで整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○7番（石橋義博君）

本当にもう少し早くどうかならなかったかと思うわけです。八女津媛神社は本当にインターネットにも掲載されているような人気スポットでございます。私も見ました。もっと早くやってもうちょっと整備されておけば、交流人口はもとより定住促進にも。しかし、遅きに失することはありません。やっていただければ、また見直していただいて、それこそ立花町にも矢部にも戻ってきたいとか住みたいなどという人もあるだろうと私は思っておるところでございます。なお矢部に関しましてはコテージをつくられましたので、これが無駄にならないように、共産党さんもしっかり言われております、無駄じゃないかなど。私も若干思いましたけれども、それをやることによって無駄にならないように、人が住むように、活気ある村づくり、まちづくりになるように努力していただきたいと思うところでございます。

ほかに公園たくさんあります。都市公園6カ所、市民公園13カ所。これについても、どのように具体的に進められるかを課長のほうにお尋ねしたいと思いますけれども。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

答弁でありましたように、多くの公園を管理維持しているわけでございますけれども、都市公園としては現在6カ所のほうを管轄しております。今後につきましては、国道3号の矢部川橋上流の左岸側部、立花町の山崎地内にあるんですけれども、ここに堤防の市道を挟みまして南側を八女市が公園整備を行いまして、北側の河川部につきましては福岡県での整備を現在お願いしているところでございます。計画します当公園としましては、矢部川の水辺

に親しみを持てる空間、そういったのを整備いたしまして、市民の憩い場ということで考えております。

それからまた、公園へのアクセス道路が市道の高川原六原線でございますけれども、この改良線型が整いましたので、地元の説明会等、各関係機関との調整を図りながら今後は進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（石橋義博君）

多くの公園を抱えられて大変かと思えます。さまざまな公園、それも市民が集えるような美しい公園、使い勝手のいい公園、環境の整った市民が本当に心から遊べるような公園を維持し、またつくっていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、ふるさと支援寄附金の現状はということでございます。

お尋ねしておりますけれども、御歳暮商品としての成果は上がった、よくなったと。私も同僚議員の資料を見せていただきまして、1億円以上成果が上がったのかなと思っております。よかったなという率直な思いでございますけれども、ただ、商工会のほうからもっと話をしたいと、もっと門戸を開いていただいて、もっといいアドバイスをした上で、商品の売り込み等を含めて推進していただければという声がありましたけれども、それに対しては、まずは本当かどうか、担当副市長、答弁をお願いしたいと思えます。

○企画政策課長（馬場浩義君）

協力団体とか協力事業者に対してどのような取り組みを行ってきたかという御質問だと思いますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

昨年度、関係団体、特にJAでありますとか商工会議所、商工会の各団体につきましては、担当課にこちらからお邪魔させていただきまして、説明、それから協力の要請をかけてきているところでございます。

あと、各事業者から御相談とか御質問等もございまして、こういったものについても丁寧に御対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○7番（石橋義博君）

それは昨年度からということで間違いはないですか。昨年度は聞いてもらえなかったという商工会のほうからの発言がありましたので、今そういう。ただ、本年4月以降は話し合いができるようになったと、これが事実かどうかという話ですよ。

そういう言い方をすると、以前がどうなのかなと。それは真実かどうか確かめないと、その方が言ったのをうのみにするわけにもいけないし、また、それが真実であれば、きちっとその反省も含めてやっていただかにかいかなと。どうですか、企画部長、その点は事実どう

やったんですか。

○企画部長（井手勇一君）

お答えいたします。

昨年から公募ですね、広報に載せまして、ふるさと支援寄附のお礼の品を募集しますということで公募をいたしました。そして、私ども担当を直接は外れましたけど、担当者が商工会議所とかに今から説明に行かやんとかいった話を聞いておりましたので、先ほど課長が言ったように、そういうことは昨年からきちんとやっていると思います。

○7番（石橋義博君）

いや、それが事実ならば、ちょっと発言をしたことは、会頭にもそういうことはなかったんじゃないですかと、余り妙なうわさ立ててもらっては困りますよということも、私も言われたからには言わにゃいかんけんですね、そこら辺は事実を把握した上でお尋ねしておるところでございます。

しかしながら、今現在は話を聞いていただいて先に進んでいるという話も聞きましたので安心をしておるところでございますけれども、そこで課長、今後どのような展開をされるのか、お聞きしたいと思います。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

今後どのように取り組んでいくかということで、まずはお礼の品を今後また引き続き充実を図っていくことはもちろんでございますけれども、この寄附により行った効果的な事業のお知らせ等を寄附者の方々にきちんとお伝えしていく、そういった取り組みが必要かなと思っております。

また、先ほど議員からもお話しいただきましたけれども、魅力ある商品をふやしていくためには事業者の方々の御協力が欠かせないところでございます。したがって、事業者の方々への説明、それから要請、相談、その対応に今後も引き続き丁寧に対応を行っていきたい、そのように考えております。

事業者の方に向けては、やっぱりわかりやすい勉強会とかセミナーとか、そういったものも今年度開催させていただきまして、例えば、写真の掲載とかサイトに載せる写真の張り方とか、そういったものも、やっぱり魅力あるもので掲載をしていきたいと考えておりますので、そういったところの情報をきちっとお互いにやりとりをしていながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番（石橋義博君）

本当に商工会や農業従事者の方たちは、農産物も先ほど午前中ですか、お茶のほうも霜被

害のみならず低価格で非常に苦しんでいると。また、物産も、仏壇、提灯、昔はかつては栄えておったわけでございますけれども、非常に厳しい現状がある中で、行政が門戸を広げて声を聞きながら、沿いながら発展に努めれば、結果的にそれが八女市の法人税になって、市民税になって、なおかつ潤うことによって定住促進につながるということを私は言いたいわけでございます。

ぜひしっかりと門戸を開いていただいて声を聞いていただいて、沿いながら発展に努めていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、前古賀工業団地の進捗状況と今後の展開でございます。

先ほど市長の答弁がございましたけれども、具体的にいつごろまでに団地をつくり上げて、そして、どういう形で企業にプレゼンされるのかをお聞きしたいと思います。

○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

お答えいたします。

前古賀工業団地計画につきましては、市長答弁のとおり、昨年11月に地元の関係者及び地権者代表の方にお集まりいただいて説明会を開いたところでございます。その中でも報告というか、こちら側の考え方というところで概算の事業の計画というところを申し上げているところでございます。

本年度については用地交渉等を行って、平成31年度には工事に着手したいという流れで説明を行っておりますし、また、その流れについて現在のところ変わった形ではございません。

今現在と申し上げますと、前古賀工業団地の説明会をした後に地権者全員のお宅を訪問し、事業の同意と立ち入りの同意ということで書面でいただいているところでございます。

その中で、やはり相続人の確定をしなければならない案件が幾つかございまして、こちらのほうの確定処理を今は現在、進行中でございます。こちらのほうの事務処理をしていきながら、もう一つは、前古賀地区がもともと農振農用地であるということで、いわゆる農振地域の農業地ということで農振、青地地区でございますので、こちらを白地に変えるということで、実は農工法という法律のもとに国、県と協議をなしてまいりました。これが昨年の夏に概要の段階で合意がなされたものですから、地権者に説明をし、実施に向かっていっております。

ですが、この後、この法律が名前を変えております。そういうふうな名前を変えた関係で、事務的処理がまだ続いているということでございまして、土地等に関する規制を本協議をするのは本年の8月、そして年内には県知事の同意をいただきたいと思いますところでございます。

先ほど言いましたように、説明会では平成30年度中に用地のお話をしたいということで、それは現在のところ全然変わってはございませんので、こういったお話をさせていただきな

ら、用地取得を平成31年度には行って、そして、造成事業の開始と進んでいきたいと思うところでございます。

企業への誘致の考え方でございますが、当然のことながら、面積は11万平米ぐらいございます。そのでき上がりの面積も今から図面を引かなければなりません、概要の段階で道等を入れれば少し減ってくるのかなと思っております。調整池等々をつくらなければなりません、この図面は今からつくっていくんですけども、こちらについて、ただいまのところ、どちらの企業の方が入っていただくとかいうようなことを決めているわけではございませんし、今、土地の取得に力を入れておるところでございますので、企業への誘致の方法はただいまのところないというところでございます、計画としては当然国、県のほうに上げております農工計画のほうにしっかりうたっておりますが、例えば、製造業であったり何々業であったり、大きくくりでの申請をしておるところでございます。企業への申請は今からでございます。よろしくお願いいたします。

○7番（石橋義博君）

私も実のところ理事の一人でございますので、大体のことはわかっております。済んでおるところは説明会からわかっております。ただ、市民の方々が、まさに私がきょう言いましたように、どうなっているのかなとお聞きしたいことを吐露していただくことが一番大事じゃないかなというところで私は聞いておるところでございます。

一生懸命やっただいておると、尽くしていただいているということは私もわかっております。そういう法的なもの、簡単にクリアできないもの、それを含めて一生懸命、今クリアをしていただいているところも存じ上げておりますので、市民にしっかりアピールしていただきながら、できるだけ早く早期解決に向けて尽力をさらに努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、4番目の公立八女総合病院の今後の運営におけるビジョンを市としてはどう捉えておられるのかというところでございますけれども、先ほど同僚議員がほぼ聞かれております。私も質問するところもございませんけれども、実際のところ、いい方向に向かっていくということは聞きましたけれども、これから先、10年先、そういうところを捉えたところで本当に大丈夫なのかなというところをお尋ねしたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

議員各位にもいろいろこの問題については特別委員会も設置をいただいて議論をいただいております、大変感謝をいたしているところでございます。

ただ、一番やはり心配なのは、既に議員も御承知かもしれませんが、やはり医師の確保、

それから、当然医療機器の専門の技師、それから看護師、こういう人的な確保が厳しくなってきたておまして、こういうことが一番大きな影響に今後なってくるのではないかと。したがって、当然それを打開するためには、国が進めている、あるいはまた、県もぜひ統合に向けて努力してほしいという考え方が双方にございますので、私どもも全てを久留米大学医学部に頼っている状況でございますので、やはり久留米大学としても、もう既にみずからの医学部の医者が不足をし始めておるわけで、その人事に非常に危機感を現在、久留米大学医学部は持っております。

それからまた、先ほどの御質問もありましたように、将来に向けた財政的な問題、特に広範囲にわたって医療、介護を私どもはしっかり取り組んでいかなければならない。こういうことを考えますと、やはり財政的な問題も考えていかなければなりません。こういう大きくはこの2点で、やはり将来統合して、この八女・筑後医療圏、ここがお互いに力を合わせて1つの道筋を立てていく、そして、将来に向けた医療、介護について安心感を若い次の世代の皆さんにも持ってもらい、そういう体制をつくるためには、やはり統合することがベストだと委員会からの結論もいただいておりますし、また、先ほど中園副市長も御答弁をさせていただいたとおりでございますので、私としては、将来のために全力を挙げて取り組んでいきたいと考えておりますので、いましばらく時間をいただきたいと考えております。

○7番（石橋義博君）

本当に軽々しくということはできないと私も思っております。また、私も廃止するという考え方も毛頭思っておりませんし、特に中山間地を初めとして緊急の入院の必要な方や重篤患者、その後入院を余儀なくされる方々の病床の確保は私も必要かと思っております。

ただ、以前久留米大学医学部のほうから、やっぱり厳しい、医者が少なくなるから、まさに統合をとという話が出たと聞いておりましたので、実際可能なのかなということと考えたら、先のことを考えながら、今の段階でこうします、ああしますというのは確かに答弁もしにくいだろうと思います。今からやらなきゃ。ただ、現実問題として私も筑後市の議員さんとお話ししたところで、余り芳しくないような返事だったと思います。また、広川町のほうでもせんだってからも一般質問であったと聞いておりますけれども、余り八女市のほうを向いていないということでございましたので、今後、八女市単独で5年先、10年先やるところで、財政的に大丈夫なのかなというところで私は質問をしているのであります。

ほかにも私もいろいろ資料をいただきまして、指定管理者、また、民間移譲としてやられる行政も多々あると私も認識しました。八女市としても、そういう方向で行くというようなお考え、今の段階でそれをお聞きするのはどうだろうかと思っておりますけれども、それを踏まえて、そういうお考えはないかどうかお尋ねしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

大変重要なことですが、この議員の質問に具体的にお答えすることは勘弁いただきたいと思っております。

私がここで具体的なお話をしますと、いろんな影響が出てくる。こういうことも考えられますので、今議会では慎重にお話をしてお許しをいただきたいと思っております。

○7番（石橋義博君）

私は当然のことながら市民の一代表者でありますので、質問をしているところでございます。要は市民が求めるところは、健全経営な上で市民の求める充実した医療サービスが受けられるかどうかであります。経営のできる医療プロに任されることが一番ベストなのかなと思っております。質問したわけでございますけれども、今の段階ではしっかりと熟慮していただいて、希望の持てる医療施設として今後も残って、また、市民の憂いのないような進め方をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上4点、とにかく市民が求められておる希望、将来、そういうものを語って夢語りをさせていただいて、それが現実的に可能な進め方をやっていただくことを望んで質問を終わります。

以上です。

○議長（川口誠二君）

7番石橋義博議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会期日程に従い、明日12日は議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時25分 散会